

令和 6 年 第 3 回定例会

大和村議会会議録

第3回定例会 令和 6 年 9 月 9 日（月）開会
令和 6 年 9 月26日（木）閉会

大 和 村 議 会

令和6年第3回大和村議会定例会会期日程

9月9日（月）開会～9月26日（木）閉会 会期18日間

日 次	月 日	曜 日	会議別	日 程
第1日	9月9日	月	本会議	全員協議会 （開 会） 補正予算8件 決算認定8件 （特別委員会設置）・同意案件
第2日	9月10日	火	委員会	決算審査特別委員会（現地調査）
第3日	9月11日	水	休 会	
第4日	9月12日	木	本会議	一般質問（4名） （午前）市田 実孝 議員・前田 清和 議員 （午後）勝山 浩平 議員・奥田 忠廣 議員
第5日	9月13日	金	休 会	
第6日	9月14日	土	休 会	
第7日	9月15日	日	休 会	
第8日	9月16日	月	休 会	敬老の日
第9日	9月17日	火	委員会	決算審査特別委員会（一般会計）
第10日	9月18日	水	委員会	決算審査特別委員会（一般会計・特別会計）
第11日	9月19日	木	休 会	
第12日	9月20日	金	休 会	
第13日	9月21日	土	休 会	
第14日	9月22日	日	休 会	
第15日	9月23日	月	休 会	振替休日
第16日	9月24日	火	休 会	
第17日	9月25日	水	休 会	
第18日	9月26日	木	本会議	（最終本会議） 決算認定・決算審査委員長報告 議案・諮問・その他 （閉 会）

第 3 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 6 年 9 月 9 日（月）

大 和 村 議 会

令和6年第3回大和村議会定例会会議録

令和6年9月9日（月）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第41号 令和6年度大和村一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第42号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第43号 令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第44号 令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第45号 令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第46号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第47号 令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第48号 令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 認定第 1 号 令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 2 号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 3 号 令和5年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 4 号 令和5年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 5 号 令和5年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 6 号 令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 7 号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 8 号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 令和5年度決算審査特別委員会の設置について
- 日程第22 同意第 4 号 大和村教育委員会委員の任命について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	奥 田 浩 一 君	6 番	藏 正 君
2 番	市 田 実 孝 君	7 番	勝 山 浩 平 君
3 番	前 田 清 和 君	8 番	中 井 文 忠 君
5 番	重 信 安 男 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森 永 学 君	主 査	後 藤 美穂子 君
--------	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	児 玉 明 美 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後１時３０分

○議長（藏 正君）

皆さん、こんにちは。ただいまから、令和６年第３回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の議会を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、７番、勝山浩平君、８番、中井文忠君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の件

○議長（藏 正君）

日程第２、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から９月26日までの18日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月26日までの18日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（藏 正君）

日程第３、諸般の報告を行います。

令和６年第２回定例会以降の議会の活動につきましては、文書でお手元に配布いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第４ 行政報告

○議長（藏 正君）

日程第４、行政報告を行います。

村長より行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。本日から9月定例会に皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、行政報告をさせていただきます。第2回定例会以降の行政報告でございますけれども、6月17日に議員の皆様の改選後、初の議会ということで、6名の議員の皆様から一般質問を受けたところでもございます。これまで同様、村民の福祉の向上、地域の振興等についての一般質問をいただいたわけでございますけれども、私たち行政としまして、皆様の質問をしっかり受け止めながら、できるものからしっかり予算に反映させて実行していきたいというふうに思っているところでございます。

6月の19日でございますけれども、鹿児島大和会役員との懇談会ということで、実は、鹿児島大和会の組織として一部の会員の皆様の意見の齟齬がございまして、会の存続が難しいということで、役員との意見交換をさせていただいたところでもございます。この役員との意見交換後、7月にも関係者をお集まりいただいて、一旦解散という形を取りまして、組織の残金については大和村のほうに御寄附をいただきまして、新たに鹿児島大和会の組織が立ち上がるようでございます。我々としまして、組織を是非立ち上げていただいて、この出身者の皆さんに大和村の情報をできるだけお伝えしたいという意向も伝えたところでもございました。

同じく6月の28日でございますけれども、鹿児島市長への表敬ということでございます。御案内のとおり、先日アマミノクロウサギの名称がくるぐるという名称も決まりました。それから、名誉館長、そして獣医師の配置など、我々も着実に進めているところでもございますが、現在、鹿児島市から委託を受けております平川動物園の運営にあたりまして、平川動物園のほうで奄美の個体をお預かりし、飼育経験があるということで、今後、平川動物園との連携協定も結びたいという意向で、下鶴市長にお会いし、直接お伝えをしたところでもございます。今後、鹿児島市なのか、平川動物園と協定を結ぶのかということで、事務方との協議を今後も進めながら、早期に協定を結びたいという運びでございます。

7月に入りまして、7月の8日にございます、これは国が厚労省で取りまとめて組織を立ち上げておりますけれども、認知症の施策推進関係者会議というのが今年度入りまして、認知症の基本法が施行されたことによって、国のほうで認知症の基本計画を策定するというところでございます。そのことが策定がなりましたら、県なり、また市町村で認知症の基本計画を立てることになりますけれども、この推進関係者会議に全国の町村会の代表ということで、大和村からこれまでの地域支えあいの取組が、いろいろピックアップされた中でですね、私のほうに指名がきまして、先日来、認知症の関係者会議に出席をさせていただきました。いろいろと国の推進する中では、いろんな計画策定が本当に多数ございまして、我々としてもこの認知症に反することなく、やっぱり現状をしっかり受け止めた中で、行政として対策を講じていきたいということでもございますが、自治体のやっぱり状況に沿った配慮をしていただきたいということで国にも申し上げ、今後、この計画策定においていろんな形で緩和措置も取られるんじゃないかというふうに思っております。大和村におい

ても認知症の対策は喫緊の課題でございまして、介護予防等も含めた形で、今後、村としても認知症の対策を取っていききたいというふうに考えているところでもございます。

7月18日でございますけれども、鹿児島国際大学と協定を結ばせていただいて、もう10年が経っているところでもございます。現在、我々も直営の老人ホーム、そして社協等もございまして、職員の資質の向上を高めるために、直接大学のほうから現場に入っていただいて、御指導を仰ぎたいということで、打合せもさせていただきました。もう既に2回ほど、大和の園、社協にも入っていただいて御指導を仰いでいるところでもございまして、我々もしっかり福祉の対応も充実するように取り組んでいききたいというふうに考えているところでもございます。

7月の21日でございますが、御案内のとおり今年7月10日に御逝去なされました故徳田虎雄氏のお別れの会が徳之島町で行われたところでもございます。群島全体のお別れの会も11月に開催予定ということでございまして、我々自治体としまして、これまで離島医療を支えていただいた、また、多大な貢献をいただいた方に敬意を表し、我々も御冥福をお祈りするところでもございます。現在も医療機関が継続をされておりますので、今後、行政としてもしっかりと病院関係者との連携を図りながら進めさせていただければというふうに思っているところでもございます。

次に、23日でございますけれども、学校が夏休みに入りまして、教育委員会を主体にお願いをして、鹿児島県で走る冒険家ということでサハラ砂漠をマラソンで走ったりとか、今後、今年は南極大陸のマラソンにも参加するというところでもございまして、その冒険家でございます岩本みささんをお呼びして、子供たちの中で講演会を開催させていただきました。子供たちにも、やっぱり挑戦する気持ち、また自分の目標を立てて考えを持った進め方を学ぶのではないかなというふうに思っております。我々としても、いろんな形で学ぶ機会を作っていきたいというふうに考えているところでもございます。

8月に入りまして、先ほど申し上げました8月14日の日に、議員の皆様にも御出席いただいて、名称お披露目ということでございます。施設が何分特殊な整備もございまして、いろいろと手間取っているところもございますが、何とか建物が完成をし、今度、展示施設も着々と進められておりますので、私たちも来年の4月のオープンに向けて、しっかり取組をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

7月の15日でございますけれども、職員の特別研修ということで行わせていただきまして、私ども大和村の大棚出身でございます江波まつみ氏をお呼びし、この方は東京の一流企業のIT企業で、もうそれなりの役職を持っている方でございます。経営者等にも東京のほうで講演を行ったりしている方でございまして、我々の村でもコミュニケーションのスキルアップという項目で講演をしていただきました。やっぱり我々も、いろんな形で今、情報化社会の中では乗り遅れる部分もありますけれども、やっぱり何といても人と人との関係が大事だということで、そういうことを含めて、我々も学ぶ機会を設けさせていただきました。今後とも、しっかりと民間の知恵をお貸しいただきながら、我々としても行政運営に活かしていきたいというふうに思っているところでもござい

す。

8月の19日に、今年度のステップアップ助成事業の審査会ということでございました。今年度、3事業者が事業申請をしております、我々も大和村で事業が、やっぱりこうして取り組まれることは、大変ありがたいことでございます。その点については、金融面から事業運営から、しっかりその視点で審査会の中で審査をしていただいたところでもございます。その結果につきましては、また皆様方にも後ほど報告があろうかと思っておりますけれども、村としても、やっぱり助成をするだけじゃなくて、やっぱり今後の検証をしながら、しっかり事業者が運営が、事業運営ができるように、我々もしっかりサポートしていきたいというふうに思っております。

8月の25日でございますけれども、昨年に引き続きひらとみ祭りが開催をされました。本当に昨年以上の大盛況だったというふうに思っております。大和村からサトウキビ豊作祈願をしながら、そしてまた祭りで盛り上げていただいて、この地域の活力につなげていければというふうに思っております。今後とも行政として青年団と連携を図りながら進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

9月に入りまして、9月の3日でございますけれども、ちょうど上京の際に自民党の奄振特別委員会が開催をされ、これまでは市町村長会の会長さん、そして広域事務組合の管理者が出席をしておりますが、今年4月1日から新たな5年間がスタートしたことによって、概算予算がこうして示されたところでもございます。我々地元の意見を届けようということで、今回7名の市町村長が出席をさせていただいて、先生方に要望もさせていただきました。12月の閣議決定に向けて、しっかり我々も先生たちの連携を図って進めさせていただきたいというふうに思っているところでもございます。

以上で、第2回定例会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（藏 正君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第41号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正君）

日程第5、議案第41号、令和6年度大和村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第2号）につきましては、河川等災害復旧事業や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業など、歳入歳出それぞれ3億5,846万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3億5,846万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,020万5,000円にしようとするものです。

歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、交付金の決定により469万3,000円を計上いたしました。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は、普通交付税の交付額確定により8,013万9,000円を計上いたしました。

同じく8ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、村道湯湾釜線及び村道戸円福元線の河川等災害復旧費負担金として4,224万4,000円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、消防団戸円分団配備予定の小型ポンプ購入費補助金の内示額決定による72万6,000円のほか、コンビニ交付、郵便局、キヨスク用のデジタル田園都市構想交付金572万1,000円と合わせ、定額減税調整給付関係における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金872万9,000円の合計で1,517万6,000円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、地籍調査事業における補助金の内示額決定により1,515万1,000円を減額計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、財源不足の調整により1億4,400万円を計上いたしました。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度からの繰越金確定に伴い8,257万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

11ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、ディスカバー事業継続における商品開発及び販路拡大に向けた委託料450万円及び湯湾釜地区スモモの里公園給水管工事費用として250万円、並びに大槌地区の集落道拡幅及び駐車場用地としてカトリック教会用地購入費770万5,000円の合計で1,470万5,000円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 23 物価高騰対応重点支援事業交付金は、子供加算分 18 人の給付扶助費として 90 万円、同じく目 24 調整給付はシステム改修負担金と合わせ調整給付 231 名分の扶助費の合計で 1,025 万円、同じく目 25 均等割課税世帯は、均等割課税世帯 17 世帯分の扶助費として 170 万円、13 ページに続きまして、目 26 新たなる非課税世帯は、システム改修費と合わせ扶助費等の合計で 320 万円を計上いたしました。

同じく 13 ページでございます。

款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費は、コンビニ交付、郵便局、キヨスク対応の関連費用といたしまして 1,191 万 6,000 円を計上いたしました。

同じく 13 ページでございます。

款 2 総務費、項 4 選挙費、目 3 村議会議員選挙費は、村議会議員選挙終了に伴い選挙公営負担金を 400 万円減額計上いたしました。

14 ページをお開きください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、制度改正に伴う生活保護システム改修負担金の合計で 115 万 6,000 円を計上いたしました。

16 ページをお開きください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費、節 27 繰出金は、簡易水道事業、集落排水事業における他会計繰出金の合計といたしまして 1 億 9,686 万 3,000 円を計上いたしました。

17 ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 2 し尿処理費、節 12 委託料は、分散型制御システム更新によるし尿処理施設運転維持管理委託費として 710 万 6,000 円を計上いたしました。

19 ページをお開きください。

款 7 土木費、項 6 住宅費、目 1 住宅管理費は、各村営住宅の修繕費増額分と合わせ大和浜地区定住促進住宅予定 1 棟の住家借上料の合計で 204 万円を計上いたしました。

同じく目 4 村営住宅建設事業費は、大金久地区に新築予定の定住促進住宅における実施設計による増額分といたしまして 800 万円を計上いたしました。

20 ページをお開きください。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 5 防災行政費、節 12 委託料は、現在進められております防災行政無線設備更新業務委託について、新たに毛陣地区のハナハナビーチリゾートへのアンテナ等の設備設置のほか、追加設置及び難聴地域解消による大棚地区への拡声子局設備等の追加により 1,400 万円を計上いたしました。

22 ページをお開きください。

款 10 災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川等災害復旧費は、今年 5 月に発生いたしました村道湯湾釜線及び村道戸円福元線の道路災害に伴う工事請負費の合計で 7,524 万 9,000 円を計上いたしました。

同じく22ページでございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金は、昨年度の繰上償還に伴い今年度分の償還金元金を483万4,000円減額計上いたしました。また、目2利子におきましては、昨年度の借入額増額に伴い420万2,000円を計上いたしました。

最後に、款13予備費におきましては、47万7,000円を減額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（勝山浩平君）

3点伺います。定額減税、証明書等のコンビニ交付サービス、コロナワクチンですね。

まず、説明をあらかじめいただきましたが、12ページから13ページにかけての定額減税調整給付金、対象世帯や給付額など、細かい事業の内容説明を求めます。

○住民税務課長（池田浩二君）

歳出の12ページ、物価高騰対応重点支援交付金の、まず子供加算金分になりますけど、これは下のほうに書いてあります均等割のみ課税世帯、そして新たなる非課税世帯の給付対象世帯の中で18歳以下の子供がいる世帯に対して1人当たり5万円の給付をすることになっております。その対象者が18人いるということになります。

次に、目の24調整給付金ですけど、これは住民税並びに所得税があるんですけど、その両方の額がですね、引ききれなかった人ですね、つまり、例えば分かりやすくいうと、両方合わせた金額が10万円、しかし実際にその人に課税されている分は9万6,000円とかですと、4,000円分がもう引ききれないということで、その4,000円の部分を現金で支給しようということで、そういった考えのもと、この231名の方が対象になっております。中身的には住民税の課税者の方がほとんどであります。

次に、目25均等割のみ課税世帯ということで、これは令和5年度は住民税の所得割世帯だった方が、6年度に均等割のみの課税世帯になった方が17世帯いますので、そういった方を対象にして1世帯当たり10万円の給付を行うことになっております。

次に、13ページの新たなる非課税世帯ということですけど、これは5年度は住民税課税世帯であった世帯が6年度はですね、非課税世帯になった方がですね、世帯が対象になるんですけど、そういった方が30世帯ありますので、1世帯当たり10万円の給付金を支給しようというものであります。

あとコンビニのほうになりますけど、いいですか。

○7番（勝山浩平君）

定額減税によって減収とかがありますか、今回の定額減税で。

○議長（藏 正君）

勝山君、もう一度。

○7番（勝山浩平君）

定額減税による減収というのが発生しますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

住民税においては、その分、1人当たり1万円、また扶養とか配偶者がいた場合はですね、更に1万円減税されますので、実際、村に入る分は5年度と比べると減収しております。

○7番（勝山浩平君）

もし見込額とかが出ていたらお示しいただけませんか、どれほど減るといのが。

○住民税務課長（池田浩二君）

手元にはっきりとした資料はありませんが、大体年間で120、30万ほどは村民税として前年度より少なくなっております。

○7番（勝山浩平君）

定額減税は取り組んでいる地域もあるんですけれども、この支給、給付の時期とか、そういった今後の進め方はどのようになっていますか。

○住民税務課長（池田浩二君）

この補正予算後ですね、成立した場合にですね、一番早くて今週の末には対象者のほうに通知を出したいと考えております。その申請期間が10月の31日までというふうに考えております。この事業は給付を終わらすのが11月30日までには終了させなさいということですので、役場に提出する期限を10月31日として行いたいと思います。基本的に口座振込で対象者のほうの口座のほうに振り込んでいきたいと考えております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

次は、コンビニでの証明書発行サービスですね、全国のコンビニや名音の郵便局、また役場、休日、証明書発行手続サービスを行うということですが、事業の細かい説明を再度お願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

まずこの中には3種類がありまして、まず全国のコンビニの中で住民票とか、印鑑証明書、そして来年の6月からは税関係の所得証明書とか、納税証明書とか、そういったのも出せるようになります。時期的には来年の3月の開設を目標に、今後進めていきたいと考えております。あと名音のほうに、また端末をですね、1台置いて、そのときには、まず申請をしていただいて、その申請用紙を名音の郵便局の職員の方を持って行って、郵便局の方がその証明書を提出して、その申請者に交付することになっております。あと役場のほうのキヨスク端末ですけど、役場の閉庁日ですね、土日とか祝祭日の間の時間帯に8時半から5時ぐらいまでの間に、日直の方がいますので、そういった方に急ぎの方がいましたら、そういった方にも対応していただくような形で、住民票とか、印

鑑証明書の発行をしていきたいと考えております。以上です。

○7番（勝山浩平君）

運用開始にあたって、パスワード、暗証番号ですね、必要になってきますので、特に高齢者の方、マイナンバーカードということ自体、あまり詳しくない方も多いので、暗証番号の周知の確認の徹底とかですね、また郵便局のほうでは、先進地では郵便局のほうでそのパスワードをマイナンバーの更新手続等も行っているところもあるようですので、今後の検討課題にさせていただけたらと思います。

次は、16ページですね。予防費、予防接種353万円、10月からコロナのワクチンの定期接種が始まりますが、そのための予算だと伺っておりますが、詳細、お尋ねをいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

16ページ、款衛生費の部分の委託料ですね、についてでございますけれども、内容につきましては、10月から施行されますコロナの予防接種、定期の予防接種に関する委託料ということでございます。1人当たり1万2,300円×250人分を計上しております。また、生活保護につきましては、自己負担料ということで、1人当たり1万5,300円×人数分ということで計上させていただいているものでございます。

○7番（勝山浩平君）

65歳以上の高齢者や基礎疾患を持っている方々が対象と伺っていたんですが、そこら辺の内容はどのようなになっていますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今回の対象者でございますけれども、65歳以上の方は全てが一つ、もう一つ、60から64歳で心臓等に基礎疾患、重篤な基礎疾患がある方というということで、その二パターンの方が対象ということでございます。

○7番（勝山浩平君）

コロナは今年の4月に5類にインフルエンザと同じように移行しましたがけれども、後遺症が大変で、インフルエンザに比べて死亡率も高い、まだまだ油断できない感染症なんですが、本村でちょっと心配するところは、大和の園の介護従事者とか医療従事者、また搬送に関わる救急隊員、そこら辺の方々へのあくまでも任意、接種は任意ですが、助成等も検討していくべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今回5類になってからの初めての形ということでございますけれども、現在におきましては国の示しているとおりの形で考えております。また、コロナ後の施策につきましては、5市町村統一した形で、できるだけ足並みをそろえてという体制で取っておりますので、これももし変更等がございましたら、そういった形で協議をする必要があるかと思っておりますけれども、現在におきましては先ほどの答弁のとおりでございます。

○7番（勝山浩平君）

もう1点、公費の支援が4月からなくなっているんですけど、治療で使う薬も公費が使えなくなっている。大変高くなっているんですね。解熱剤はそんなに今までと一緒なんですけど、抗ウイルス薬が高額で3割負担で5日分の薬をもらったら1万5,000円から3万円もかかるとされていますが、その薬に対する支援等も、今後状況に応じては必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現在のところ、この5類におかれる中での施策ということでなっておりますので、薬については特に検討している経緯もございませんけれども、現在のところ、そういった予定もないということでございます。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（中井文忠君）

（聴取不能）全体にネズミを取る籠とか、薬とか、そういうのを村全体に配布をするのかどうかですね。そしてですね、もう一つはですね、これには関係ないと思いますが、関連としてですね、集落排水事業計画ということでありますので、村から各集落に名音と今里かな、だったような気がするんだけど、この中でですね、私たち名音のほうは、もうもともと今のポンプ室があるところに造るということは分かっておるんですけども、隣の今里集落からですね、この場所の選定の変更はできないかということで話があったもんですから、この場でお聞きをしたいんですけども、いかがですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

16ページのネズミ駆除資材助成金20万ということですけど、これは議会のほうからも要望があったんですけど、一般家庭とか、農家の方ですけど、やはりネズミが多く最近出て、非常に困っているということで、皆さんそれぞれ対策をしているということなんですけど、この20万円というのは、合同会社ひらとみの中に殺鼠剤とか、粘着シートがあるんですけど、そういったものを半額で買えるような、そういったものをですね、金額として計上していただいて、ひらとみのほうでは半額買っていただいて、残りの半額をひらとみから役場のほうに請求してもらって、それで支払うというふうな、そういったものとしての考えであります。

○8番（中井文忠君）

これはもうひらとみで、もし各集落の人が買いに行ったら、それから半額助成ということですね、各集落。

○住民税務課長（池田浩二君）

はい、そのとおりでございます。

○8番（中井文忠君）

はい、分かりました。これは集落排水事業のことですけれども、この名音はもうオーケーということ、そして今里志戸勘、今里の集落からですね、場所の設定の変更はできないのかという話が来ておるもんですからお尋ねをするんですが、いかがですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

6月に3集落を回ってですね、この西部地区の集落排水の分散化の説明をですね、していただきました。その中で、確かに今里はですね、こちらとして考えているのは、今里小学校の近くの場所にですね、大型の浄化槽をとということで説明をしたところなんですけど、そこよりも西部グラウンドにできないかなということで、1、2名の方からそういったものもありました。ですけど、そういった西部グラウンドもですね、検討は当然したんですけど、現在の勾配やポンプの向きが逆になっているためですね、それを西部グラウンド側に向きをやり直すためには、やはり経費が大幅にかかってしまうということで、結局、この事業は経費を抑えるためにも行っている事業ですので、そういった理由の中で、今の状況では難しいんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（藏 正君）

中井君、よろしいですか。

○8番（中井文忠君）

この西部グラウンドという話もあるんだけれども、今里と志戸勘の間の小浜かな、小浜のほうに持ってくればいいんじゃないかという話もあるんですよ。最初は学校のこの付近は、環境、子供たちのあれが悪いからだめだという集落の話では、そのような話を聞いておるんだけれども、この小浜のほうに持って来てもらえれば、やっぱりいいんじゃないかなという話もしている人もおるんだけれど、この向きが変わることだけで、このあれができないということがあるのかな。いかがですかね、この向きだけで、向きが変わるか何かしらんけど。

○住民税務課長（池田浩二君）

今現在の勾配のほうは、学校側のほうになっておりまして、それをまたグラウンド側とかに送る場合、また圧送ポンプとかですね、そういったものもまた必要になってきますので、そうするとですね、さっき言ったようにですね、経費が大分かかってくるというのもあります。そして、今里と志戸勘の間のさっき言われたところでもあるんですけど、そこにするより、やはり集落の中で皆さん、臭いがやっぱり気になるというものが心配されていると思うんですけど、説明会の中でも言ったんですけど、臭いというのは今のところそんなに出ないということも説明していますので、またその中でちょっといろいろ理解をしていただければと思っております。以上です。

○8番（中井文忠君）

それはそれでいいかもしれないですけども、そしたらですね、志戸勘はあの小さなあの集落で、あの大きなところにそのまんまですかね。

○住民税務課長（池田浩二君）

志戸勘の場合は、今、家庭用で国直とかがやっている5人用の家庭用の浄化槽ですね、そういつ

たものを各個人のところにつけて、それに対応したいと考えております。

○8番（中井文忠君）

そしたら、今使っている処理場は、もう廃棄ということ。

○住民税務課長（池田浩二君）

今ある施設は廃棄ということではなくて、ほかの事業、農業関係とかですね、いろいろあるんですけど、そういったもので、また活用できないかなということで、あの場所をすぐ取り壊したりとかですね、そういったものは今のところ考えておりません。

○議長（蔵 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（前田清和君）

すみません、それでは3点ほどお伺いいたします。

11ページの款2総務費、目6財産管理費、節16公有財産購入費770万5,000円、総務課長のほうより大棚地区の道路拡張工事ということで、カトリック教会の敷地を770万余りで購入されたんですけど、この金額の積算というか、をちょっと教えていただきたいなと思います。

○総務課長（政村勇二君）

この770万5,000円の積算根拠でございますが、まず宅地が5筆ございまして、その面積が1,761㎡、そこに現在、大棚集落の単価、宅地単価4,000いくらだったかと思いますが、その単価を加えた筆と、そのほか2筆雑種地等がございまして、その面積が566㎡、全部で7筆分の宅地、その他雑種地等の村が指定する単価による合計の金額でございます。

○3番（前田清和君）

この7筆というと、その7筆ともその個人個人、1人の個人の持ち物になるわけですかね。

○総務課長（政村勇二君）

こちら名義自体がカトリック教会の名義になっておりまして、7筆全てですね、そちらの名義になっていますので、そちらとの契約になろうかと思います。

○3番（前田清和君）

道路拡張ということで、この公有財産を買われたんですけど、あれだけの敷地を村が全体で買って、多分その道路拡張であれだけ道路を広げるということはないわけですよね。であれば、その道路拡張に使った以外の部分は、村有地としてこれから何かに利用されるのか、それとも、急傾斜地にかかっていますので、多分住宅とか、そういう公共の施設というのは、ちょっと難しいのかなと思ったときに、その道路拡張する部分の、その分だけのその土地を購入するとかいう方法もあると思うんですよね。あえて全部あの土地を一括で買わなあかんのかなと今思うんですけど、総務課長としては、今後、買う以上は村有地として何か利用されているとか、そういうのがあれば教えてください。

○総務課長（政村勇二君）

先ほど冒頭の中で、私が早口だったので、なかなか聞き取れなかったのかなと思いますけれども、道路拡幅とですね、併せまして駐車場用地として考えております。と言いますのは、先ほど前田議員がおっしゃったように、やはり急傾斜地の関連があつて、新たな構造物が一部、やっぱり建てられない地域でございますので、その部分も踏まえて、周りの土地も買っていますので、例えば、これから先にですね、新しい何か建物を建てるものになるときには、背後地にやはり何か工事をしなければならないというところでございますので、現段階におきましては、道路拡幅及び駐車場用地、特に診療所用であつたりとか、大榎集落にはまた依然古い住宅、ちょっと歩くんですけど、遠いところにはまだ駐車場がない住宅等もございますので、そこはまた集落とか、住宅の住民とも話してですね、まずは駐車場用地としての利用も含めてですね、進めていきたいというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

それでは、2点目お伺いいたします。17ページの款5農林水産業、目11大和まほろば館運営費、すみません、次のページでした。18ページの節デザイン作成委託117万3,000円、大和まほろば館、この委託先とどのようなデザインを作成される予定なのか、教えてください。

○産業振興課長（福本新平君）

まほろば館のデザイン作成委託料なんですけれども、トンネルを横断方向に抜けますと、やはりまほろば館の表示が加工場側にあつたりするもんですから、なかなか分かりづらいと。ましてや駐車場に入った方が、加工場のほうがまほろば館だと思われる方もいますので、今の直売場側に大きな屋根のほうに大和まほろば館看板とか、そのほかにトイレの表示看板であつたり、ソフトクリームのメニューの看板、そういったのを新しくリニューアルする計画をしています。委託業者については、ちょっとすみません、持ち合わせの資料が今ないんですけども、そういった形で新しくお客さんが来やすいような形のデザインを考えております。

○3番（前田清和君）

それでは、3点目をお伺いいたします。20ページ、款8消防費、目5防災行政費、これは修繕料として発電機修繕料47万円組んでいますが、これはどちらの発電機の修繕でしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

こちらは、現在、各集落公民館に今発電機を設置しているところでございまして、年数が経っております。その中で、全ての発電機、一番ひどいのは戸円集落と志戸勘集落になるんですけども、その全体の全集落の発電機の修繕も踏まえての金額となっております。

○3番（前田清和君）

新しくできた防災会館というのは大金久、思勝は室内に入っています、その屋根の中に。湯湾釜も発電機は新しく倉庫に造られたと思うんですよ。村内で集落の外に発電機がある施設は何箇所ありますかね。

○総務課長（政村勇二君）

集落公民館、また集落の防災センターといわれるところ以外、そちらの屋外での発電機なんですけれども、そこはただいま前田議員がおっしゃったように、津名久と大金久、こちらは集落の防災センターとして整備して屋内にありますが、湯湾釜集落もですね、箱物といいますか、発電機室を整備して発電機を入れたのはまほろば保育園、旧湯湾釜分校に対する発電機でございまして、湯湾釜集落も屋外にございますので、そのほか9集落、全ては屋外でございます。

○3番（前田清和君）

9集落あるんですね。今回は、ひどい戸円と志戸勘ということで、多分同じ年代ぐらいに、多分公民館の外に屋外に発電機を設置されておると思います。多分、これ次々次々、多分全部塩害なんですよ。ですので、僕は決算委員会か予算委員会でも一度話したんですけど、せっかく造ったのに、塩害を防げるような、そういう屋根とか、コンクリートの壁、そんな立派なものじゃなくてもいいんですよ。そういうのをやっぱり、別に何百万もかけて造れとは言わないですよ。こういう、多分こういう補修がどんどん次々、集落出てくると思うので、それであれば、思い切って9カ所、屋外にある発電機のところに、せめて屋根をつけたりとか、特に海側からの塩害を補助できるような、ブロックを積んだりしてでもいいじゃないですか、そういうのをやっぱり今後検討するべきだと思うんですけど、もしこれからありますので、またもう9月はこれでいきますけど、例えば12月の補正でもいいですよ。それかもう思い切って来年の令和6年、7年のですか、当初予算にでも組んで、これを一斉にやっぱりやり替えるというのは、考えるべきじゃないかなと思うんですけど、課長、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

前田議員、御提言ありがとうございます。確かに前田議員おっしゃるように、その発電機、おっしゃる通りにやっぱり一番ひどいのは戸円、その塩害ですね、そして志戸勘になっておりますので、その新しい発電機をカバーできる施設なり、そういったものができることに対しましても、やはり設計、どのくらいかかるのか、そしてまた事業の採択とか、そういったものを使えるものの選定を計画いたしまして、計画的にまた検討を進めさせていただければというふうに思います。

○議長（藏 正君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○5番（重信安男君）

18ページの港湾管理費、名音漁港重機借上と書いてあります。その説明をお願いします。

○産業振興課長（福本新平君）

名音漁港の重機借上料なんですけれども、昨年度の暴風雨で土砂、名音漁港内に土砂のほうが増積しまして、これまでやはり重機を使って取っていたんですけども、重機を入れますと、やはりバケットの分しか入れることができないということで、今年度、大きく台船を活用しまして、砂のほうを取りました。しかしやはりそれだけちょっと大きくたくさん土砂のほうを取ったものですから、それなりのやはりちょっと費用のほうがかかってしまった部分がありますので、そちらの部分

を検討して、今ここに計上させていただいているところです。

○5番（重信安男君）

この台車を取った業者が、また入って取るということですか。地元業者にまた別で重機借上をさせるということですか。

○産業振興課長（福本新平君）

いえ、もう既に台船を入れまして、また別企業がそちらから土砂のほうを持ち出しております。やはりそれだけかかった費用というのが、当初私たちが積算して計画していた予算よりも、若干ちょっと上回ってしまった部分というのがありますので、抜本的にやっぱり土砂を除去しないといけないだろうということで、今回、事業を進めさせてもらったところです。

○5番（重信安男君）

じゃ、その工事費で足りなかったということですね。それで今、土砂のほうはどういう状態、港はもうきれいに通れる状態になっているのか船が、安全にですね。

○産業振興課長（福本新平君）

現在、今、港のほうはある程度取ったという感じなんですけど、また川のほうから、もし流れて、今後大雨等で流れてきても、今後はスムーズにその部分を取れるような形で対策は一応取ったところです。

○5番（重信安男君）

もう今現在、安全に船が出れる状態であるということですよ、問題ないということ。

○産業振興課長（福本新平君）

はい、今はもう船が通れるように安全に通れるようには、土砂のほうを除去しています。

○5番（重信安男君）

関連してですね、川があって、今度こっちの大和浜の埋立地の沖のほうの防波堤があって、その中も川の土砂とかですね、泥が溜まって堆積しているんです、今。干潮時には膝のところになるぐらい浅くなるんですよ。だから、いつかは、すぐせえとは言いませんけど、いつかは、ここもちょっと、これはもう建設課なのかな、もうそれもちっと後々考えていつてほしいなと、やっぱり思っていますので、やっぱり川からのほうの、雨降りになれば、土砂が入ってきて、結構溜まっています。ビーチが、きれいなビーチができてきてるんですけど、そのビーチも泥で被さって、汚い砂というふうになってきていますので、将来、やっぱりそういうのも考えて、うまく外海に流れるような工夫をちょっと考えて今からいけないといけないと思っていますので、それをちょっと考えておいてください。以上です。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

教育委員会だけど、21ページ、スクールバスのこの委託料、どこに委託しているんですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

この奥田議員がおっしゃいますスクールバスの整備管理委託料なんですけれども、これにつきましては、バスを2台管理するためには、必ず委託の民間の方に今まで現在、委託を行ってきたところなんです。それについての費用で12万を毎年計上していたんですけど、今年度については、役場内にそういった管理をされる免許を持っている方がいらっしゃるということで、今年度はその費用についてはちょっと減額しようということで、今回補正で12万円の減額になっております。

○9番（奥田忠廣君）

だから、その何を委託するの、整備。それ役場がやるの。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

これまではですね、そういった・・・整備技師というのを必ずそのスクールバスの2台持つところは、先ほど答弁しましたとおり、整備管理、いろいろ年間整備がこれだけ必要だとか、半年後にはオイル交換をしなければいけないとか、今現状のそのスクールバスの現状はタイヤが悪いとか、車輪が悪いとかいうのを整備を必ず運輸省のほうから来まして、運輸省のほうから依頼があります、それを必ずさせているところなんです。ですけど、今は企画観光課のほうに今そのトータルのなスクールバスも含めて公用車の管理者が、その免許を持っている管理者がいらっしゃいますので、それについて、その方に今年度からお願いするということで、総括的なお願いを今しているところで、今年度は減額させていただいているところでございます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

補足して御説明をさせていただきます。この車両整備管理者というものにつきましては、役場だけでなく、民間の事業所も含めまして、法律で規定された台数以上の車両を保持している事業所については、整備管理者を置くことということが法律のほうで定められております。その関係上、役場のほうで台数が超えるものというのが、マイクロバス、こちらが2台以上保有している事業所についてということで、役場はこの部分で該当しますので、整備管理者を置かなければならない。しかしながら、役場の内部ではこれまで整備士の免許を持っている職員というものがおりませんでした。過去には整備士の免許を持っていたOBの先輩方ですけど、そういった方が車両整備管理者として登録をされていたところですが、そういった先輩方が退職をなさっていなくなった。しかしながら、この整備管理者というものは法律上置かなければならないということで、外部の整備会社、こちらのほうに委託をして、それが月額1万円をお願いをしていたというところで、今年度令和6年度の12月分12万円を今回減額しているんですが、これにつきましては、我々企画観光課のほうの会計年度任用職員として、今きびきび号の運行にあたっておりますお二人いらっしゃいますが、そのうちのお一人が整備士の免許をもっておられるということで、その方にこの整備管理者になっていただくということで、委託費の発生はいたしませんので、今回、減額補正をさせていただいているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

だったら、1,433万円というのは運行費ということですか、これ。スクールバス運行費が1,433万になって、委託費が12万円はもう要りませんよということなんですか。この運行費というのは、補正じゃなくて当初予算で発生しているんじゃないんですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

これはですね、1,433万といいますと、スクールバスの全体的な運行に係る経費になっております。スクールバス全部、人件費とか、修繕料とか、いろいろございます。それについてトータルの額が1,433万となっております。

○9番（奥田忠廣君）

1,433万、当初予算じゃないんですか。当初予算で発生していなかったんですか。9月の補正でこれ、発生・・・

○議長（藏 正君）

奥田議員、今回補正に上がっているのは減額の12万円だけです。今言っている1,433万は。

○9番（奥田忠廣君）

今、スクールバスの運転手、スクールバスを運行する、そして燃料が要る。そういうのをトータルでスクールバスの運行というのは1,433万かかりますよということですね。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

はい、奥田議員がおっしゃるとおりです。スクールバスを運行するにあたっては、全ての経費について1,433万円かかるということでございます。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（市田実孝君）

教育委員会に、この学校管理のですね、備品購入費、教師用タブレットを96万というのが上がってきているんです、補正で。その詳細をちょっと説明をお願いします。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

教師用タブレットの96万円の補正でございますが、当初、令和6年度当初では、タブレットがですね、学校の子供たちが増えたことによって、教職員、タブレットが現状のままでは足らなくなっている、今まで状態だったんですよ。それを学校の教師のタブレットを急きょ子供たちに貸しまして、子供たちの授業が遅れないような形で、今貸与を行っているところでございます。今度はですね、大棚にもちょっと学級数とか、子供たち児童数が増えまして、更にまた学校の教職員のタブレットを貸すことによって、そしたら、教職員たちが使っているタブレットがいろいろ貸し借りをやっているんですけど、教育にちょっと影響があるということで、今回、改めて15台を新たに購入いたしまして、やっぱり子供たちに教える教師、教職員の人たちにもそういった苦労がないような形で、いろんなやっぱり教えるためにはタブレットが必要ですので、そういったものを各自で持たせ

てあげて、教育にそういった遅れをさせないような形で進めていきたいと考えて、今回は15台を計上しております。また、15台、今、今後ですね、子供たちが使っているタブレットに故障が出た場合、また今15台購入しないとですね、また教職員の貸出しが、今はもうほぼほぼできない状態になっておりますので、今回、補正をさせていただいて、教職員には全てタブレットが行き渡って、教育に専念したいというか、教育に支障がないような形でタブレットを購入したいということで、今回計上させていただきました。以上です。

○2番（市田実孝君）

理解をいたしました。それとですね、教育委員会なんですけれども、先だっっての子ども議会でも中学校の体育館が雨漏りをしているよということで、早急な対応と書いてあるんですけれども、この学校管理の需用費、修繕料というのは、その体育館のあれですか。

○教育委員会事務局長（前田逸人君）

はい、市田議員がおっしゃるとおりでございます。今回の114万8,000円の補正につきましても、内容につきましては、議員がおっしゃるように、先だっって子ども議会でも大和中学校の屋根の補修、それにつきましては大体85万円を見積りをもらいまして、すぐ補正が通ったら修繕をしたいと考えております。あと残りの30万弱につきましては、前からあります大和中学校は避難所の施設になっております。そしたら、避難するにあたって外部の階段があります。外部の階段からやっぱり避難される方がいらっしゃるの、そのときには高齢者だったり、ちょっと足の不自由な方がいらっしゃる時もあります。そのときにやっぱり安全対策として必ず手すりが必要だという話で、前から聞いておりまして、これもちょっと遅れておりますけれども、それも合わせてちょっと修繕料を計上させていただいて、早急に対応して避難施設としても、やっぱり役割を果たすような形で、体育館につきましては子供たちが早く安全で安心してできる体育館にしたいと思って計上させていただいております。以上です。

○2番（市田実孝君）

早急な対応で、私は納得いたしました。今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

（聴取不能）とれましたけれども、この消防費、委託料で行政無線1,400万ですか。これ、ハナハナに防災無線を付けるということですが、説明はね。フォレスト、どうなっていますか。

○総務課長（政村勇二君）

今回のこの1,400万は、まずはハナハナに新しい設備を入れることと、大棚にももう一つ拡声子局というのを入れます。フォレストポリスに関しては、令和6年度の6月に上程可決いただいたもので、現在、予算の範囲内で対応しているところでございますが、実際、その用地に関しまして、今、環境省の承諾待ちというところでございます。設置、電柱を変える場所をですね、フォレストも予算計上で6年度の当初で対応する運びとなっております。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第42号 令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第6、議案第42号、令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入において特別調整交付金の減額及び前年度繰越金の増額、歳出におきましては、大和診療所特別会計への繰出金の減額及び基金積立金の増額を行い、歳入歳出それぞれ888万5,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ888万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億548万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金は、大和診療所に係る特別調整交付金額として994万円を減額いたしました。

款6繰越金、項1繰越金、目1その他繰越金は、前年度繰越金の確定により105万5,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明申し上げます。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1準備基金積立金は、保険給付費準備基金積立金として105万4,000円を増額いたしました。

款7諸支出金、項2繰出金、目1直営診療所会計繰出金は、特別調整交付金の減額見込みに伴い994万円を減額いたしました。

款8予備費におきまして1,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

保健福祉課長にお伺いします。7ページの歳出ですが、目1の準備基金積立金105万4,000円、積み立てているんですけど、これは保険給付準備基金積立、これはどういうふうに積み立てをすることで、どういうふうに使っていかれるのか、ちょっと分からないので御説明をお願いします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

国保特会の会計の中で、基金という枠を設けているんですけども、その年で歳出歳入の調整を図るとき、何といいますかね、そうですね、余剰が出たり、あるいはというときに、基金が積み立てることができ、あるいは不足を、歳出に不足が生じるときに基金から繰り入れをして補うといった形で基金を調整いたします。具体的には保険料という国民健康保険の保険料というものがありますけれども、そこで大幅に不足が生じたりするときに、基金から繰り入れを行って、保険料には・・・できるだけその総額を抑えると、負担を抑えるといったような調整を図るという形で使わせていただくというのが実際でございます。

○3番（前田清和君）

（聴取不能）

○議長（藏 正君）

前田君、マイクを入れて。

○3番（前田清和君）

ちょっと今説明いただきましたが、もうちょっと僕のほうも勉強させていただきたいんですが、これは毎年この積立金というのは基金されています。いまだどれくらいの基金があるのか、ちょっと教えていただきたいと思いますけど。

○保健福祉課長（早川理恵君）

現時点での決算額としまして、約2,000万ほど積立金がございます。これは毎年積み立てるばかりではなく、そこから繰り入れを行って、減少させるということもありますけれども、それを繰り返すという形でございます。

○議長（蔵 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第43号 令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について

○議長（蔵 正君）

日程第7、議案第43号、令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度繰越金など歳

入歳出それぞれ5万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第2号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,529万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款1診療収入、項1外来収入、目3後期高齢者保険診療報酬収入は、実績見込みにより45万円増額いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金496万9,000円と、項2他会計繰入金994万円は、いずれも前年度繰越金の確定により減額いたしました。

款4繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金の確定により1,440万9,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款4予備費におきまして、5万円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

村長、村長、診療所所長、小川先生、令和6年度で退職ということを聞いていますが、その退職の場合、6年度以降、7年度からは切れ目のないような医師を確保できているんですか。

○村長（伊集院 幼君）

小川医師からは1年半前に、もう退職の依頼がございまして、その点については先生の家を引き継いでいただくことを前提に、先生のほうにお願いをして進めているところでございました。しかしながら、数名に先生にも当たっていただいたんですけども、今、県のくらし保健部のほうと、それと実は今月、鹿児島大学地域医療センターに出向いてセンター長ともお会いして、地域枠のお医者さんを派遣できないかという話もする予定にしております。しかしながら、今県の情勢としても難しいところもあるようでございまして、今、小川医師とも相談をしながら、今後の医者の確保について、今話をしているところでもございます。できれば年内にはある程度の方向性が見えてくるんじゃないかなというふうに思っておりまして、今現在は、鹿児島県内で医師を確保することで、まず今動いているところでもございますので、議員の皆様にも時期が来ましたら御説明、また報告をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第44号 令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正君）

日程第8、議案第44号、令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、繰越金による増額や償還金返還による増額などにより、歳入歳出それぞれ1,261万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,261万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,019万5,000円にしようとするものです。

6ページの歳入について御説明を申し上げます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、介護給付費に係る調整交付金の決定により33万円を増額いたしました。

款3国庫支出金、項2国庫負担金、目3地域支援事業交付金から、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業に係る事業費増額見込みに伴い、法定割合に応じそれぞれ歳入の増額を行いました。

次に、7ページをお開きください。

款7繰入金、項3基金繰入金、目1介護給付費準備基金は、前年度償還金確定による支出額を調整するため700万3,000円を増額いたしました。

款8繰越金につきましては、前年度繰越金の確定により493万1,000円を増額いたしました。

次に、8ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業、目3介護予防ケアマネジメント事業につきましては、介護予防対象者の増加により30万円を増額いたしました。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金は、前年度分の介護給付費確定に伴う返還金として1,216万1,000円を増額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案にとおり可決されました。

日程第 9 議案第45号 令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（藏 正君）

日程第 9、議案第45号、令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 2 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、繰越金の増額やサービス事業費の増額などによりまして、歳入歳出それぞれ44万8,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 2 号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億1,806万7,000円にしようとするものです。

6 ページの歳入について御説明いたします。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金の179万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定により増額計上いたしました。

それに伴い、款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金を135万円減額計上いたしました。

次に、7 ページの歳出について御説明いたします。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費、節12委託料は、電気施設主任技術委託の契約額確定により、1 万3,000円増額計上いたしました。

款 2 サービス事業費、項 1 施設介護サービス事業費、目 1 施設介護サービス事業費の40万円の増額は、調理室用のオープンのリースによるものです。

款 6 予備費において 3 万3,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願います。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第46号 令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第10、議案第46号、令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計繰入金の増額や予備費の増額などにより、歳入歳出それぞれ30万9,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,861万6,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、前年度繰越金の確定に伴う調整を図るため100万円を減額いたしました。

款4繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴い130万9,000円を増額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款5予備費におきまして30万9,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第47号 令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正君）

日程第11、議案第47号、令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰出金の受入科目を補助金から他会計出資金に変更するための補正及びそれに伴う資金繰りへの対応のための補正や、令和5年度の決算の確定に伴い、原価償却費及び引当金等の修正を行い、収益的及び資本的の歳入を4,894万2,000円増額し、歳出を379万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）の内容について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的及び資本的の収入総額を4,894万2,000円増額し、支出を379万円の増額予算を計上いたしました。

まず、大きなものとして一般会計からの繰出金の受入科目を消費税法の関連により、補助金から他会計出資金に変更する必要が生じたので、収益的収入の他会計補助金で5万7,000円、資本的収入の5,621万6,000円の他会計出資金、補助金と出資金合わせて5,627万3,000円を補正計上しております。この5,627万3,000円は全て増額ではなく、これに対して変更するもとである補助金の4,521万6,000円を12月の議会において減額計上を行う予定としております。補正予算の概要については補正予算書の1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算実施計画説明書で説明させていただきます。

19ページをお開きください。

款1簡易水道事業収益、項1営業外収益、目1補助金、節3他会計補助金は、企業債の支払利息が今年度5万7,000円増加したことに伴い計上いたしました。

同じく19ページ、目1長期前受金戻入、節1長期前受金戻入については、令和5年度の決算確定に伴う修正及び他会計補助金を出資金へ変更することにより、村補助金として取り扱えないことから、他会計補助金収益額を合計733万1,000円減額いたしました。

続いて、20ページをお開きください。

収益的支出の款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び調水費、節2手当の104万7,000円の減額については、令和5年度において引当金をすることができなかったことから、特別損失費として計上いたしております。

同じく20ページ、節3賞与引当金繰入額104万7,000円の増額、節8法定福利引当金繰入額3万5,000円の増額については、令和7年度分への引当金を再計算の上、計上いたしました。

同じく20ページ、目2総経費、節2手当の37万4,000円の減額についても、令和5年度において引当金を積むことができなかったことから、特別損支出として計上いたしております。

同じく20ページ、目2総経費、節3賞与引当金繰入額37万4,000円の増額、節8法定福利引当金繰入額3万円の増額については、令和7年度分への引当金を再計算の上、計上いたしました。

同じく20ページ、目3減価償却費、節1有形固定資産及び節2無形固定資産減価償却費は、令和5年度決算確定により計上いたしました。

同じく20ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息については、企業債の借入れに伴い11万6,000円を増額いたしました。

項3特別損失、目1その他特別損失、節1その他特別損失については、先ほど説明いたしました

令和5年度において積むことができなかった引当金分を特別損失として計上いたしました。

21ページをお開きください。

款1 資本的収入、項1 他会計出資金、目1 他会計出資金、節1 他会計出資金において5,621万6,000円を増額計上いたしました。

最初に説明いたしましたとおり、消費税法の関連により補助金から他会計出資金に変更する必要が生じたので、資本的収入の5,621万6,000円の他会計出資金を補正計上しております。この5,621万6,000円は全て増額ではなく、これに対して変更するもとである補助金の4,521万6,000円を12月の議会において減額計上を行う予定としております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

○3番（前田清和君）

この公営企業会計は、4月、今年度からスタートした事業で、半年が経とうとしていますが、19ページのこの収入の部で水道事業収益が補正前の予算に比べて727万4,000円の減額、20ページの簡易水道事業費用が予算額に対して、補正が今度379万円と増額なっているわけですが、この収入が727万4,000円も下がった要因というのは、課長、どういうところですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

これは収入が下がったものではなくて、会計上、他会計収益額というのがあるんですが、これは簿記の会計上、資本とかそういったものを含まれて計算するんですけど、実際に金額が減ったということではございません。これは簿記などの経理上、こういった形で計上しております。以上です。

○3番（前田清和君）

もう少し私も勉強してから質問させていただきたいと思うんですけど、この半年間、それじゃ、住民税務課長、今年半年間、一般会計から切り離されて、公営企業会計半年やってこられましたけど、この半年間を振り返って、いい面もあれば悪い面もあると思うんですよ。課長として、残り令和6年度半年ありますけど、やっぱり改善するべき点多々あるだろうし、これはやってよかったなという点もあると思うんですが、課長の率直な、今どういう現状か、現状というか、ちょっとお聞かせいただければと思っています。

○住民税務課長（池田浩二君）

4月から公営企業が始まりまして、もう今月末で半年が過ぎようとしております。そういった中で、毎日収入であったり、支出であったりとか、そういったものがあるんですけど、やはり令和5年度までは自分たちの中のほうですね、やはり運営をしてはいるんですけど、やはり明確な自分たちの一つの会社だということで、毎日のように収入支出の計算をしながら、今月はいくら収入があって、いくら支出をしないといけないということで、3カ月、4カ月先のことを常に考えな

がらですね、やっております。そういった中で、いろんな大きな支払いなどがあると、その支払える分の収入が確保できているのかという、そういったものも先々見ながらしないといけないと思います。また、会計が公営企業会計ということで、簿記のほうが複式簿記になっておりますので、またそういった複式簿記を作る中でもですね、支援する事業者、そして公認会計士の方とも連絡を取りながら、そういった書類作成もですね、連携を取りながらですね、今後また半年ありますけど、3月には決算がきますので、残り半年の中でちゃんと公営企業になって、こういった形になるのかということですね、関係職員とですね、いろいろ話し合いながらですね、また今後進めてきたいと感じております。以上です。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第48号 令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第12、議案第48号、令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計からの繰出金

の受入科目を補助金から他会計出資金に変更するための補正及びそれに伴う資金繰りへの対応のための補正や、令和5年度の決算の確定に伴う減価償却費及び引当金等の修正を行い、名音中継ポンプ修繕費の計上など、収益的及び資本的の歳入を1億1,375万3,000円増額し、歳出を766万5,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第1号）は、収益的及び資本的の収入総額を1億1,375万3,000円増額し、支出を766万5,000円の増額予算を計上いたしました。

まず大きなものとして、一般会計からの繰出金の受入科目を消費税法の関連により、補助金から他会計出資金に変更する必要が生じたので、収益的収入の他会計補助金で42万2,000円、資本的収入の1億4,064万7,000円の他会計出資金補助金として出資金と合わせて1億4,106万9,000円を補正計上しております。この1億4,106万9,000円は、全て増額ではなく、これに対して変更するもとである補助金の9,564万7,000円を12月の議会において減額計上を行う予定としております。補正予算の概要については、補正予算書の1ページ、2ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算実施計画説明書で説明させていただきます。

19ページをお開きください。

収益的収入、款1集落排水事業収益、項1営業外収益、目1長期前受金戻入、節1長期前受金戻入において2,731万6,000円の減額を行っております。これについては、令和5年度の決算確定により修正及び他会計補助金を出資金へ変更することにより、村補助金として取り扱えなくなるためでございます。

同じく19ページ、目1他会計補助金、節1他会計補助金42万2,000円は、企業債の支払利息が借入に伴い増加したことで、20ページの企業債利息にて支出の増額を行っております。この額は、基準内繰入であることから、一般会計補助金として計上いたしました。

20ページをお開きください。

収益的支出の款1集落排水事業費用、項1営業費用、目1ポンプ場、節22修繕費の430万円の増額については、名音中継ポンプの故障による修繕が多く、緊急の引き抜きをするなどの対応が多いことから、ポンプの更新費用を計上しております。

同じく20ページの目2処理場費、節17手数料については、4月の大雨及びポンプの故障により緊急的な引き抜きの増加のため150万円を増額計上いたしました。

同じく20ページ、目4減価償却費、節1有形固定資産及び節2無形固定資産減価償却費は、令和5年度決算確定により計上いたしました。

同じく20ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱い諸費、節1企業債利息につい

ては、企業債の借入れに伴い42万2,000円を増額いたしました。

21ページをお開きください。

款1 資本的収入、項1 他会計出資金、目1 他会計出資金、節1 他会計出資金において1億4,064万7,000円を計上いたしました。

最初に説明いたしましたとおり、消費税法の関連により補助金から他会計出資金に変更する必要が生じたので、資本的収入の1億4,064万7,000円の他会計出資金を新たに計上しております。

この1億4,064万7,000円は、全て増額ではなく、これに対して変更するもとである補助金の9,564万7,000円を12月の議会において減額計上を行う予定としております。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

-----○-----

再開 午後 3時35分

日程第13 認定第1号 令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 令和5年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 令和5年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 令和5年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第6号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第19 認定第7号 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第8号 令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藏 正君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、認定第1号、令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、認定第8号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

これから、提案者に提案の理由及び内容の説明を求めますが、各特別会計の内容説明については、議案日程の順序を問わず、各関係課長において関係する議案を一括して説明を行い、内容については簡潔にお願いします。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第1号から第8号までの8件の議案につきましては、一括して提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めたく、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて御提案いたします。

内容につきましては、関係各課長また園長等に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計歳入歳出の決算の概要について御説明申し上げます。

令和5年度一般会計の決算は、歳入総額が44億5,757万7,000円、歳出総額は41億3,746万3,000円であります。収支の現状でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支が3億2,011万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源2億2,753万7,000円を差し引いた実質収支が9,257万7,000円の黒字となり、令和4年度における単年収支と比較いたしまして、前年度比でマイナス3,272万3,000円となりました。

また、基金の積立金が3億3,890万円、収支を調整するために基金4億2,490万円を取崩し、実質単年度収支は9,420万8,000円のマイナスとなっております。

令和5年度末の基金総額は、前年度と比較いたしまして、8,058万円減の14億1,810万1,000円あります。

以上で、決算の概要を申し上げましたが、内容につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして、御質問により御説明させていただきます。

きたいと思います。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和５年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和５年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算、令和５年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和５年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億382万5,272円、歳出総額２億246万9,731円で、実質収支135万5,541円の黒字決算となりました。

次に、令和５年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億6,760万6,654円、歳出総額２億6,267万4,090円で、実質収支493万2,564円の黒字決算となりました。

次に、令和５年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3,495万7,780円、歳出総額3,359万9,992円で、実質収支135万9,788円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算特別委員会におきまして御質問により説明をさせていただきたいと思います。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

歳入歳出決算の認定について、令和５年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和５年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１億526万4,832円、歳出総額9,035万5,279円で、実質収支1,490万9,553円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思います。よろしく御審議方お願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和５年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

令和５年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１億9,225万4,775円、歳出総額１億8,995万5,849円で、実質収支229万8,926円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会におきまして、御質問により説明させていただきたいと思います。御審議方よろしくお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和５年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算及び令和５年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明申し上げます。

令和５年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額１億377万1,195円、歳出総額8,717万3,288円、繰越明許費繰越額210万円、歳入総額から歳出総額及び繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支は1,449万7,907円の黒字決算となりました。

次に、令和５年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額２億109万1,880円、歳

出総額 1 億8,606万7,990円、繰越明許費繰越額645万5,000円、歳入総額から歳出総額及び繰越明許費繰越額を差し引いた実質収支が856万8,890円の黒字決算となりました。

なお、詳細につきましては決算審査特別委員会において御質問により説明させていただきたいと思います。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（藏 正君）

ただいま令和5年度各会計決算の概要説明がありましたが、この後設置されます決算審査特別委員会において詳細な審査を行う予定にしております。

したがいまして、本日は総務建設委員長の大綱質疑のみにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、令和5年度各会計決算に対する質疑については、総務建設委員長の大綱質疑のみを行うことに決定いたしました。

それでは、2番、市田実孝総務建設委員長の大綱質疑を許可いたします。

○総務建設委員長（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。大変お疲れでございますが、令和6年度第3回大和村議会定例会にあたり、令和5年度決算審査の大綱質疑を総務建設委員長であります私のほうから代表して質疑を行います。

本村の令和5年度予算は、厳しい財政状況の中で第2期総合戦略として策定された大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四つの基本目標を推進し、行政サービスを維持しつつ、村民の福祉の向上を図り、より効果的な行政を進めることを理念に予算執行がなされました。その結果、一般会計の決算額は、歳入においては44億5,757万7,000円、歳出においては41億3,746万3,000円であります。また、実質収支は9,257万7,000円の黒字となりましたが、基金については前年度比8,058万円の減額となり、総額は14億1,810万1,000円となっております。例年に引き続き80%を依存財源である地方交付税や国庫補助金等に頼らざるを得ないものとなっており、これからも厳しい財政状況は続くものと思われまますので、国・県の財政動向を注視しながら、効率的な財政運営に努めていただきたいと思います。

一般会計においては、農林水産業の振興、商工観光の振興、生活環境の整備、村民福祉の充実、ほか全ての事業に係る予算は目的に沿って執行されている。特別会計においても、効率かつ効率的な事業が行われているが、特に大和診療所特別会計では、過去8年間、一般会計からの自主的な繰入れなしで事業運営はされていることに対しては敬意を表したいと思います。

それでは、質疑を行います。

村税の滞納対策において、個人村民税及び固定資産税の滞納額が増加傾向にあり、また、奨学金

資金償還の滞納額では、令和5年度は62万3,000円で、全体で179万1,000円と、年々増加しております。今後において徴収対策等をどのように進めていかれるのか、答弁を求めます。

主要施策の成果からお伺いいたします。農業振興についてですが、大和まほろば館の運営では格安航空LCC便の減便などにより、売上料が減額となっている。今後、近隣のリゾート施設との連携や、冬期の売上増が課題となっていることがあるが、リゾート施設との連携はどのようなものを検討していかれるのか、答弁を求めます。

次に、商工観光の振興についてお伺いします。大和村起業創業ステップアップ助成制度を創設し、3事業者に対して助成を行っているが、事業効果など検証を行い、よりよい制度にしていきたいと思うが、検証などなされていく予定があるのか、答弁を求めます。

次に、生活環境の整備についてお伺いいたします。廃止路線バスの運行しない交通空白となる時間帯を解消し、村民の生活利便を確保するために、移動支援車両きびきび号の運行を開始されましたが、1年間の利用は延べ何名なのか。また、運行時間帯や運行ルートなど、利用者の声を聞き、より利用しやすい環境にしていく必要があると思うが、どう運行を続けて行かれるのか、答弁を求めます。

公営住宅等長寿命化計画についてお伺いいたします。令和5年度までに長寿命化事業は総計画のうち何%実施されたのか。また、終了予定年度はいつごろになるのか、答弁を求めます。

次に、環境対策、ハブ買取り実績についてお伺いいたします。令和5年度はハブ買取り実績が1,270匹と、令和4年度より540匹増えているが、要因等考えられるのか、答弁を求めます。

次に、国際交流事業についてお伺いいたします。令和5年度は中学生13名を台湾へ派遣し、国際感覚を育むことを目的とした交流事業の実施、アフリカ文化紹介や、ルワンダの女性自立支援活動についての講演、幼児を対象とした英語絵本の読み聞かせ会の開催など、国際交流事業を実施しておられるが、今後、国際交流に関する事業など計画があるのか、答弁を求めます。

最後に、令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算審査意見書から、地方債現在残高についてお伺いいたします。令和5年度末の地方債現在高は、36億3,410万9,000円であり、地域総合整備資金貸付事業の3億5,000万を除いた32億8,410万9,000円は、令和元年度の27億1,858万6,000円と比較しますと、5億6,522万3,000円増えております。これは近年実施された役場庁舎改修事業やアマミノクロウサギ施設整備など、大規模な事業の影響が大きいと推察されます。地方債は有効な財源ではありますが、行政サービスを維持するために、将来負担の抑制も必要だと思います。今後の地方債借入れはどのような方針のもと行われていくのか、答弁を求めます。

以上、壇上から質疑を終わります。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの大綱質疑にお答えを申し上げます。

まず、個人村民税及び固定資産税並びに奨学資金償還金の徴収対策でございますが、まず、村民税に関しましては、令和5年度は徴収率99.0%で、年々減少傾向にございます。また、固定資産税

に関しましては、徴収率96.6%で、同じく減少傾向となっております。主な要因としましては、納税義務者の死亡等に伴う相続人の継承がなされてなく、死亡者課税のほうが増えているのが現状にあります。このようなことから、村民税及び固定資産税の滞納につきましては、所得税還付金からの差押えを実施することや、相続人の継承を確実に行うほか、臨戸徴収や預貯金調査、給与調査を含めた各種調査とともに、差押え等の強化を図りながら徴収率の向上と滞納額の縮減に取り組んでまいりたいと思います。

次に、奨学資金償還金の滞納額につきましては、令和4年度決算におきましては、現年度滞納分と繰越滞納分を合わせまして120万9,000円の滞納となっておりますが、令和5年度決算におきましては、現年度滞納分と滞納繰越分を合わせまして179万1,000円と増加傾向にあります。

令和5年度の徴収対策としましては、滞納者への月1回の電話連絡と併せまして、償還が滞っているものにつきましては、直接来庁してもらい、今後の償還計画見直しをするなど、協議をして早期の返納をお願いをしてきたところでもあります。また、新たに臨時個別訪問徴収を月2回取り入れて徴収を行ってきたところでもあります。そうしたことから、令和5年度決算の収入未済額合計が179万1,000円とはなっておりますが、令和6年8月末現在の償還金滞納額は、現年度滞納分と繰越滞納分と合わせまして131万2,000円となっており、47万9,000円の減額することができております。今後も引き続き滞納者への毎月の電話連絡と併せまして、償還計画見直し及び分納制約も取り入れながら、臨時個別訪問も継続して行い、適正な徴収対策に努めてまいりたいと思います。

次に、大和まほろば館運営におけるリゾート施設との連携についてでございますが、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートにおきましては、大和まほろば館の商品を販売していただくなど、観光客へのPRを行っていただいているところであります。また、スモモフェスタ開催時には、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートの紹介をするなど、相乗効果を高める取組を行ったところでございます。今後も大和まほろば館の加工品や農林水産物をレストラン等で活用に向けた検討・協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、大和村起業創業ステップアップ助成制度の効果検証でございますが、令和5年度起業創業ステップアップ事業を活用いたしました3事業者に対しましては、助成に対する成果や経営状況についてヒアリングを実施する予定にしております。よりよい制度にするために、事業者と定期的な意見交換に努め、商工観光の振興と地域活性化の促進を図りたいと考えております。

次に、きびきび号の運行についてでございますが、令和5年7月から運行が開始された移動支援車両きびきび号でございますが、令和5年7月から令和6年6月までの1年間の利用者数は、延べ722名となっております。現在は月水金の週3日、午前午後12時に国直今里間を1往復ずつ運行する形態となっており、我々が持つ人員及び車両等の現状のリースにおいて、でき得る限りの運行を行っている状況にあります。公共交通は日常生活、福祉、観光、教育といった様々な分野で重要な役割を担っておりますが、利用者及び運転手等の担い手が減少するなど、その取り巻く環境は一層厳しいものとなっており、こうした状況を踏まえ今年度奄美大島5市町村連携で、地域における公共交

通の課題を把握し、持続可能な地域公共交通の在り方を構築することを目的に、奄美大島地域公共交通計画策定に着手しておりますので、その中で課題等の把握に努め、本村の持続可能な公共交通の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅長寿命化計画についてでございますが、現計画につきましては、平成26年度に村営住宅等の長寿命化を図る目的で作成し、令和2年度に計画の見直しを行い、計画に基づき屋上防水、外壁補修の長寿命型改善を実施しているところでございます。計画に基づく対象戸数は110戸となっております、うち長寿命化型改善対象戸数が、対象88戸であり、うち68戸の約77%が終了しているところでございます。今後は残りの20戸の長寿命型改善と定期的な点検結果により、必要に応じた改善並びに居住性向上を目的といたしました台所、洗面、お風呂の3給湯化と、福祉対応の手すり、段差の改修を実施する計画としております。

次に、ハブの買い取り実績につきましては、令和5年度が令和4年度より増加している要因としては、捕獲者の持込み数が増えたことによるものであり、年度によっては増減がありますので、令和5年度におきましては増加している状況でございます。

次に、国際交流事業につきましては、第2回目の台湾への国際交流事業は令和7年度実施を計画しているところであります。また、今年度におきましても、公益財団法人鹿児島県国際交流協会の多文化共生社会促進事業を活用いたしまして、奄美市の国際交流員を活用することで、楽しく英語や海外の文化が学べる交流会の実施を計画しているところでもございます。今後も継続的に国際交流につながる取組を進めていきたいと考えているところでもございます。

最後に、地方債現在高でございますが、今後の地方債借入れにおける方針につきましては、新規発行地方債の抑制に努め、発行する場合におきましても、過疎対策事業債や辺地対策事業債のような交付税措置率の高い地方債を優先して活用したいと考えております。また、財政状況に応じて繰上償還を実施することにより、地方債残高の縮小に努めていきたいと思っております。

以上、大綱質疑の答弁をさせていただきます。

○総務建設委員長（市田実孝君）

ただいま村長より答弁がありましたが、詳しくは今後行われます決算審査特別委員会において、各委員よりただすことといたしまして、これで大綱質疑を終わります。

○議長（藏 正君）

これで大綱質疑を終わります。

-----○-----

日程第21 令和5年度決算審査特別委員会の設置について

○議長（藏 正君）

日程第21、令和5年度決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

認定第1号、令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、令和5

年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件は議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長につきましては、全員協議会において互選しましたので、結果を報告いたします。

委員長に市田実孝君、副委員長に奥田浩一君が決定いたしました。

-----○-----

日程第22 同意第4号 大和村教育委員会委員の任命について

○議長（藏 正君）

日程第22、同意第4号、大和村教育委員会委員について、議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

大和村教育委員の屋井智昭氏が、令和6年9月30日をもって任期満了となることから、今回新たに川内雄心氏を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めたく御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村教育委員会委員の任命について、内容の御説明を申し上げます。

同意を求めています委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字名音383番地1、名音団地11号棟、氏名、川内雄心、生年月日、昭和51年12月3日であります。履歴の主な概要につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 4時07分

第 3 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 6 年 9 月 1 2 日（木）

大 和 村 議 会

令和6年第3回大和村議会定例会会議録

令和6年9月12日（木）

午前10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問（4名）

午前（2名）

2番 市田 実孝 議員

3番 前田 清和 議員

午後（2名）

7番 勝山 浩平 議員

9番 奥田 忠廣 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 奥田 浩一 君

6番 藏 正 君

2番 市田 実孝 君

7番 勝山 浩平 君

3番 前田 清和 君

8番 中井 文忠 君

5番 重信 安男 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長 伊集院 幼 君 教 育 長 晨 原 弘 久 君

副 村 長 仲新城 長 政 君 教 委 事 務 局 長 前 田 逸 人 君

総 務 課 長 政 村 勇 二 君 企 画 観 光 課 長 大 瀬 幸 一 君

建設課長	早川勝志君	産業振興課長 兼農委事務局長	福本新平君
教委指導主事	里中卓麻君	保健福祉課長	早川理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石松美君	大和診療所事務長	児玉明美君
住民税務課長	池田浩二君	大和の園園長	勝健一郎君

開会 午前10時15分

○議長（藏 正君）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順に従って、順次発言を許可いたします。

2番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝君）

議長の許可をいただきましたので、2番、市田実孝、一般質問をさせていただきます。

1番、県道79号線沿いの観光ルートの確立。

県道79号線沿いの公園は絶景ポイントが多く、観光客に観光ルートの一つとして確立されているか。

既存公園の管理整備状況改善計画についてお聞きいたします。

3番、自治体では村おこしに、夜空の満天の星、夕日などを売りにしている所があるが、夕日、星空をアピールするために写真コンテスト開催などしていけないか。

2番、物流の活性化対策支援。

大和村では、郵便局などで地元特産品を村外に宅配する方に輸送料の助成事業は行えないか。

2番、村民が行う宅配への輸送料支援は、大和村特産品・地場産品の利用拡大並びに地場産品育成にならないか。

3番、集落支援員制度の活用必要性。

1、国・総務省が集落活性化のために推進してる事業で、集落支援員を設置していく考えはないか。

2、総務省が求める集落支援員となりうる集落対策の人材は、現在各集落で選ばれた役員の日常的活動にとらえられるが、集落別に支援員として任命していけないか。

以上、壇上より申し上げまして、あとは自席より述べさせていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の県道79号線沿いの観光ルートの確立についての1番目の御質問であります、県道79号線沿いの公園は絶景ポイントが多く、観光客に観光ルートの一つとして確立されているかについての御質問でございますが、長年、奄美大島における観光は、観光関連施設が多く存在する国道58号線沿いの観光ルートを巡る物見遊山のな団体旅行が中心でありましたが、平成26年のパニラエアの就

航を契機とした、団体旅行とは異なる観光志向を持つ個人旅行客の増加、平成29年の国立公園指定、景勝地宮古崎が平成30年の大河ドラマ西郷どんのロケ地となったことに加え、令和3年に世界自然遺産登録が実現するなど、この10年間で奄美大島及び本村を取り巻く社会環境は大きな変化を経てきております。このような良好な社会環境の変化を的確に捉え、地域活性化につなげるためには、官民連携、ハード、ソフト一体となった施策を展開することで、観光訴求力の向上に努め、県道79号線を巡る奄美大島西回り観光ルートを確立することが、本村の観光振興を図る上では肝要であると考えております。そのような中、ソフト面におきましては、大和村集落まると体験協議会を中心に、各集落の持つ自然、歴史、文化、風習、コミュニティ等の特徴を生かした体験型観光メニューの創出を図るとともに、ハード面におきましても、県道79号線沿いの景勝地の眺望スポットになる場所に、県の魅力ある観光地づくり事業を活用しまして、年次的に公園整備を進めてきており、今年度も戸円集落県道沿いに公園整備が進められているところであります。また、本村の重要な観光誘客施設としましては、その効果を発揮することが期待される奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートを目的とした観光客を当該施設のみを訪訪だけでなく、村内周遊に円滑につなげ、絶景スポットが眺望できる公園や、その他の観光スポットを巡り、更なる観光誘客効果を促進することで、観光ルートの確立に寄与することを目的に、今年度県の地域振興推進事業を活用しまして、観光地を巡ることでポイントを獲得するデジタルスタンプラリー構築に取り組んでいく予定であります。

次に、2番目の既存公園の管理整備状況についての御質問でございますが、通常、管理業務につきましては、2カ月に1回、定期的に草刈り班による管理作業を行っているほか、観光客が多く来訪することが見込まれる連休前などには、職員による点検を行い、状況に応じて適宜管理作業を行っております。

次に、3番目の夕日・星空をアピールするために写真コンテストを開催できないかとの御質問でございますが、平成28年に村政施行110周年を記念し、ここが好きだよ大和村を募集テーマにフォトコンテストを開催しまして、入選作品を用い、翌年の大和村ふるさとカレンダーを作成した実績がございます。また、大和村集落まると体験協議会の事務局を担っておりますNPO法人タマスさんも、コロナ禍前まで自主事業として国直フォトコンテストを開催し、認知度の向上に取り組んでおりましたので、絶景スポットや集落の日常風景、観光メニュー体験時の様子など、本村全体の良さを広く伝えることを目的としたフォトコンテスト開催に向け、まると体験協議会と連携を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の物流の活性化対策支援についての1番目の、郵便局などで地元特産物を村外に宅配する方に輸送量の助成事業はできないかについての御質問でございますが、現在、本村の輸送に係る支援としまして、奄美群島振興交付金を活用した奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業を実施しているところでございます。事業目的といたしましては、奄美群島外に農林水産物等を移出する場合、海上輸送費等が必要となり、輸送コストの負担が大きくなっております。輸送コストを

補助することにより、流通条件の不利性を改善し、産業振興の促進を図っていくものであります。事業の補助対象経費には、ゆうパックを含む宅配は、一律料金となっており、本土と同一条件のため対象になっておりません。本村においては村民の多くがゆうパックや宅急便にて島外へ発送しておりますが、個人販売、個人的な贈答であることや、内容物の確認が困難なことから、助成については計画をしていないところであります。

2 番目の宅配への輸送支援は、特産品、地場産品の利用拡大育成にならないかとの御質問でございますが、宅配に対する支援につきましては計画をしていないところでございますが、特産品の利用拡大や育成については、組織として統一した品質管理が必要であり、スモモのK-GAPやタンカンの光センサーによる選果など、品質を保証することで特産品としてのブランド化、生産者の育成につながるものと考えております。利用拡大や育成の取組としましては、今年度、合同会社ひらとみを窓口といたしまして、大手民間企業と連携した販路拡大を進めていく予定にしております。また、生産者と共同して特産品のブランド化を進めることで産地育成を図っていきたいと考えております。

次に、3 点目の集落支援員制度活用の必要についての1 番目並びに2 番目の御質問につきましては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。集落支援員の設置及び集落役員を支援員として任命していけないかとの御質問でございますが、集落支援員の役割は、過疎地域等の集落維持、活性化のため地域の実情に詳しく、集落の推進に関してノウハウ、知見を有する人材が集落の巡回状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組や、その取組主体となる地域運営組織などのサポートを行うことと位置づけております。その具体的な役割としましては、総務省が例示しておりますが、地域交通の確保、移住交流の促進、特産品を活かした地域おこし、高齢者見守りサービス、伝統文化継承、集落の自主的活動への支援などとなっております。現在の状況としましては、例示にある役割につきましては、村と各集落の事務嘱託員、民生委員等との集落役員及び各種団体が連携して協力し合いながら行われているものと考えております。このようなことから、村から集落に導入を働き掛けるのではなく、集落支援員の配置を希望する集落が支援員に何を、どのように活動、役割、業務を求めるかを明確にさせていただいた上で、村へ御相談いただきたいと考えております。また、集落支援員制度につきましては、その内容を事務嘱託員等で説明周知させていただき、導入に関しまして集落から御相談がございましたら、活動内容を確認しまして、集落支援員として委嘱すべきものであるかを検討させていただきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2 番（市田実孝君）

今朝ですね、議会に来る前に、企画課のほうで、この大和村絶景ドライブマップというのをいただきました。これ、皆さんも御存知、見られたことがありますよね。この中にはですね、国直のサ

ンセットパークから今里の18番まで、立神を巡るとかですね、何箇所かルートを書かれておりますね。先だって、国直で集落座談会が行われまして、この国直の、その集落の上にある公園というのは、あれは防災避難場所にもなっておりますね、総務課長。

○総務課長（政村勇二君）

その市田議員がおっしゃっているのは、国直サンセットパークのことだと思いますが、津波に対する一時的な防災避難場所となっております。

○2番（市田実孝君）

その集落からですね、屋根が付いていますよね、あそこに。あれ、雨除けにもならないし、避難時、そこにいたら暑いと、雨除けもならない、何のため、ああいうのを造ったかという意見が出まして、それはそうですね、雨除けもならないし、何のため、これ利用価値があるのというような意見が出たんですよ。そして、調べてみましたらですね、この嶺山公園の28年度に整備した、県の事業で整備された、その広場にもあれがセットされているんですよ。とにかく、今年なんか特に暑いんですよね。観光地をこのように絶景ドライブを造っていただいて、簡素化した最高のものを造って、それを頼りに巡った場合ですね、そこに行って休憩しようにも、休憩できないわけですよ。絶景ポイントで絶景を眺めながら、そこでしばらく休憩したいわけですよ。巡って来た人はあちこち回って来るわけですよ。そうしますと、休憩場所には雨除けもない、日よけもない、そういったあれはどう思われます。防災上からも。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

国直のサンセットパーク、そして嶺山公園の休憩施設のほうでございますが、こちらは県の事業の魅力ある観光地づくり事業のほうで整備をしているものでございますので、その改善といいますか、改修、そういったものがどのようにできるのか、そういった部分は県の事業でございますので、県の主管課のほうに確認を取る必要があるというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

やっぱり避難される方の意見とかが、やっぱり出てきているわけですから、暑いと。雨にも濡れるしという意見も出てきていますから、そういうのは早めに対応していただきたいと思います。

そしてですね、公園管理について、移りたいと思いますが、今、村長の答弁で、1回、2カ月に1回、そうしますと年6回ですね。私たち、皆さんもお分かりかと思いますが、草というのはですね、2カ月に1回ないでもらうと、特にこの雨が多い、台風後とかは、1カ月後その草が伸びるわけですよ。20cm、30cmぐらいの草までは許容範囲かと、私たちは思っているんですが、草がですね、50cm、60cmなりますと、公園の遊歩道2mの案内道路がありますね、公園の中に。2m幅でもこっちが50cm、こっちが50cmで1mの草が覆ってくるわけですよ。そうしますと、まして坂を登ったりしますとですね、嶺山公園、何度か見に行っているんですけども、1カ月で草がそういう状況に、現在なっております。1カ月で確かにきれいに管理されておったんですよ。ああ、ないでる

というのを確認したんですけれども、公園の左側が急に、頂上まで登る階段がありますよね。それはもう既に1カ月で道路の半分、もう1mも歩く場所がないぐらい、草が両脇から生えているわけですよ。それを見ますと、定期的になさるんじゃないくて、こういった状況を見ながら管理してほしいんですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

スケジュールを組みまして定期的に管理をしておりますのは、2カ月に1回でございます。先ほど村長の答弁でもありましたように、観光客が多く訪れる時期、連休前ですとか、そういった時には適宜職員のほうで状況の確認を行いまして、必要であれば草刈り、除草などの作業を行っているところであります。

○2番（市田実孝君）

やっぱりそういう状況を見ながらですね、管理していったほしいと思うのが私の意見ですけれども。それでですね、嶺山公園の頂上ですね、展望台がございますよね。そこに宝島から横当島から嶺山公園というところは、奄美大島をこうしますと、一番先端に出ているわけですね。笠利から宇検まで見えるわけですよ、大島で。そういう場所は少ないわけですよ、この大島本島ですね。どこの場所にもない、名瀬にもない、宇検にもないわけですよ。この広い範囲を一望できる、前には横当島がある、宝島が見える、そういう場所はですね、どこにもないわけですよ。そういった考えからすると、大島を訪れるですね、観光客には是非見てほしいポイントだと私は思うんですよ。その思いはどうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

市田議員のおっしゃるように、嶺山公園でしか見ることができない絶景の眺望であるというふうには考えております。我々としましても、是非観光客の方々にお立ち寄りいただいて絶景を眺めていただく。そして、2月年明けになりますと、クジラの通り道にもなっておりまして、クジラが泳いで行く様子というのも観察できる場所ですので、そういった意味では多くの観光客に立ち寄りていただきたい場所だというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

その嶺山公園ですが、頂上に行きますと、展望台、何年か前も私は議会で上げた憶えがあるんですけれども、ぐらぐらしているんですよ。これをちょっと修理でもなさったらいいんじゃないかと、ロープで補強した状況なんです。あれからもう4、5年経ちますけれども、やっぱり1人でもそこを訪れる方がいらっしゃるわけですから、夏場に限らずですね。ああいうのは大して予算もかからないと私思うんですが、ああいう修理なんかからして、整備する計画はございませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

現場のほうを確認させていただきまして、補修の在り方というのを検討、協議したいと思えます。

○2番（市田実孝君）

ついでにですね、修理に関して申し上げておきたいんですけども、戸円のふれあいパーク、県の事業で造られているんですが、戸円のちょうど上ですね。そこ、同じように草が生えてですね、ソテツもカイガラで枯れかかって、そういうほったらかしの状態に見えるんですけども、前いつたときは、やっぱりないではあったんですよ。きれく。だけど、その支柱がですね、展望台の支柱が崩れて、腐れて、こういう電柱みたいな、ありますよね、囲って。それが腐れて、3カ所ぐらいはロープを張っているわけです。その支柱、どこいったかというところ下がっているわけですよ。そういった公園、嶺山公園はじめ、この絶景ドライブマップに載っている施設ですね、そういうのは20代とか30代の方々しか行くもんだとすれば、安心かも分からないですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

御指摘の戸円のふれあいパークのほうにつきましても、現場のほうを確認させていただきまして、補修の在り方を検討させていただきたいと思います。

○2番（市田実孝君）

やっぱりですね、そういう観光地、3歳児、4歳児の子連れのお母さんとかも回っているわけですから、子供なんかぱっと走り出しますよね。そうしますと、ロープ、ぶら下がったらそのまま下に落ちますよ、あれ。ただ張っているわけですよ、ロープを、黄色いロープをですね、建設課が使っていますよね、工事現場で。そういったのを3カ所打って、腐れた支柱はその前にほったらかしているわけですよ。それはやっぱり早めに、大した予算もかからないわけですから、修繕なされたほうが、私はいいと思いますよ。ついでにですね、きびきび号が走っていますね、大和村内。大和村はキビの発祥地だということで。そしてキビの公園ありましたよね。あそこはもう現状を見ますと、廃墟の状態になっていますが、やっぱり発祥の地には、そんなにあんた何町歩もキビを植える必要はないです、・・・広い徳之島とか、与論とか、キビを植えられているわけですから、発祥の地ですから、ましてきびきび号は発祥の大和村・・・毎回、毎日宣伝しているわけですから、キビの株をですね、村内・・・わたしは植えておけばいいんじゃないというけど、1株でも植えて、ここが発祥の地ですよというぐらいは、そんな大々的に・・・そんなほったらかすんですかということで、あそこの改善計画とか、お考えはないですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在のところでは、磯平パークの再整備計画というのはないところではございます。ですが、議員のおっしゃるように、キビ発祥の地ということで重要な地であるということは、我々も認識しておりますので、その宣伝の仕方、PRの仕方というのがどういうふうなことができるのかというのは、また我々のほうでも検討したいと思います。

○2番（市田実孝君）

もう1点だけですね、徳浜の断崖のその景色を見るために、公園を造られていますよね。階段を登りますと、ただ囲っているわけですね。階段を登ったら、そしたらぼおっと眺めて帰る、眺めて帰ると。ある程度の年輩の方は、あの階段を登って、そこで座って眺めたいわけですよ。皆さんの

ように若い方だったら、そこに立っておられるかもわからんけど、せっかく登って来て、一息したくても真ん中に椅子ぐらいは設置しないと、ただ元気な方だけが登るわけじゃないわけですからね。車からすぐ降りていって、杖をついた方なんかでも、そこであれっといって眺めたりしておるわけですから、せめて椅子ぐらいはですね、真ん中に、そんな上等な椅子でなくても、私は電柱の一つでも、切った切り株を置いておっても、私はかまわないと思うんですが、それが誘客するあれになるんじゃないかと思うんですよ。ついでに申しますと、嶺山公園のですね、上の展望台、あれ、階段は140段ぐらいありますよね。若い方だったら一気にばあっと登りますけど、ある程度の年代がいくと、途中で休憩しなくちゃいけないですよ、140段もあるわけですから、あの階段は。それでちょうど70段目ぐらいに、横に休憩する場所がありますよね。そこに休憩しようとしても、ソテツがはみ出して、危なくてそこには行けないわけですよ。あれは若い人だけが行くための観光施設じゃないと、私は思うんですよ。それで、そういった方は、無理がある方はですね、同じ展望台で28年度に造った、県の予算で造った前の、山の前に公園があるわけですから、そちらに行ってくださいね、ここはやっぱりある程度の体力が要りますよとか、案内板をですね、あの戸円のあたりに示さないと、大抵の方は、ああ、嶺山公園てこんなもんかといって帰るわけですよ。前に公園があることを知らなくて帰る人がほとんど私はあの状況を見ると思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、階段にある休憩場所の状況につきましては、現場のほうを確認をさせていただいて、対応のほうをさせていただきたいと考えております。議員のおっしゃいますように、嶺山公園のところ、トイレがあるところからその奥に向けて公園施設がありますよという表示は、確かに今ないところでございます。ないものですので、分からずにそのまま通り過ぎて行く観光客の方もゼロではなかったかというふうに考えておりますので、奥のほうに展望台がありますという矢印、表示、看板、簡易的ではございますが、そのような形でしたら対応はできるかというふうに考えております。上の階段部分のほうにつきましては、簡単なルートの紹介をする看板でしたら可能かというふうには考えております。以上です。

○2番（市田実孝君）

この3番目の夕日に関してですが、2、3年前にですね、村長のおかげで伊藤知事と会食をする機会があって、それはですね、ハナハナでやったんですけれども、伊藤知事がおっしゃることに、私も世界中の夕日を見てきたけれども、ここの大和村の夕日が世界一ですね、ということをおっしゃっていたわけですよ。世界中、私も知事として回りましたと、夕日を見てきましたと、この東シナ海にその何のですね、さえぎることもなく、透明な中で、自然の中で夕日が沈む景色は、世界に誇れる夕日ですねとまでおっしゃったわけですよ。私たちも宝がたくさんあるわけですね、奄美大島には。あまり宝の持ち腐れで気付いていないわけですよ。そういったことを1人の方でも観光の訪れる方に奄美大島の良さを見せるためにも、写真でですね、嶺山公園からの夕日とか、ハ

ナハナからの夕日とか、そういった類を並べて、公民館とか、そのですね、そういったふうに飾って置くだけでも、私はいいかと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

フォトコンテストの開催にいたしましても、先ほど村長の答弁にもありましたように、夕日以外にも本村の良さを伝えるものというのは、当然、あるかというふうに考えておりますので、全体的に本村の良さを伝える、伝えられる、そういったものを募集テーマとしたフォトコンテストの開催という部分で検討をしていってはどうかというふうに考えているところでございます。

○2番（市田実孝君）

2番に移らせていただきます。物流の活性化対策支援ですね、農林水産物に、村長の答弁がありますように、輸送補助はしているということです。これ、例えばですね、輸送補助といいますと、漁協が漁業をなさっている方が、名瀬市場に輸送補助をなさっているんですよね。なさっていますよね。その人数は何名か、今資料がありますか。何名のあれをなさっているか。

○産業振興課長（福本新平君）

水産業の振興目的で名瀬の漁協のほうに出しておられるんですけど、活用されている方は3名ほどになるかなというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

農協もしかりです。水産業、農業にかかるためには補助をすると。村長がですね、PRのためにふるさと、鹿児島市、前回あれがありましたけれども、行政報告が。鹿児島市の出身者の尼崎、大阪の出身者、PRをいたしておりますよね、大和村は、訪問して。大和村のPRを兼ねてトップセールスをなさっているわけですよね。それからしますと、村民が宅配を自分の子供たち、親戚に送るわけですよね、島のスモモとか、タンカンとかですね、送っているわけですよ。それは、島の特産品のPRであって、内地におられる方は、住民課長、今、大和村の総人口は何人でしたっけ、現在、大体でもかまいませんよ。

○住民税務課長（池田浩二君）

現在の総人口としては、1,392、3名というところですね、1400弱です。

○2番（市田実孝君）

現在、1,300人前後ということで、大体でかまいませんが、そのお子さん方は都会で働いているわけですよ、職がなくてですね。人は1人に対して最低でも10人の力を借りて生きているわけですが、その方の周りには10人の仲間や先輩や後輩がいるといわれておりますが、この島からの特産品を送られた方は、自分では食べなくて、おそらくどうぞと差し上げるわけですよ。それこそ最高の、私は宣伝効果だと思うんですが、それに対する補助ですね、島の方々はまだ半数以上が65歳以上の年輩の方が年金生活をしておられる。年金生活者の補助をね、島を思って、この間も米騒動で大阪に送り出した娘さんから大阪は米がない、おふくろ、送ってくれということを、耳に2、3人から聞きました。やっぱり蓄えなさっているわけですよ、少なからずね、1軒1軒ですね。もし世帯

が500世帯ありましたら、300人近く、よそでは300人ぐらいが何らかの輸送をなさっているわけですが、その輸送を補助するような事業は考えていかれないものかなと、私は思うんですが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

議員のおっしゃるとおり、大和村については、先ほど村長からも答弁があったとおり、ゆうパック、宅急便を活用して送られている方もおると思います。しかし、先ほど村長のほうの答弁もあったように、内容物の確認、助成事業をするとなると、私たち役場のチェックもしないといけないものですから、内容物の確認。それとまた、送られる方は特産品であったりとか、日用品も入れて送られたりする方もいるのかなというふうに考えています。それについて助成をするとなると、ちょっとまた特産品の販路拡大とかとは、またちょっとかけ離れてくるのかなというふうに考えておりますので、まずは内容物の確認ができないことが困難だと思っております。

○2番（市田実孝君）

やっぱり、村から、田舎からですね、何十年と島に住んだ方がですね、悪用するわけではないわけですから、島のバナナとか、子供たちが食べていた分を送るわけですから、中身について、そう細かく精査する必要は、私はないんじゃないかと思うんですけど、それは性善説に従ってですね、その宅配の中に大和村の現在をPRしているこのパンフレットを入れてあげるとかですね、そうすれば、ああ、これを見てですね、今大和村、こうなっているんだと、やっぱり思うわけですよ。そして、ふるさとにですね、何らかのお返しはできないかということになれば、なればですよ、ふるさと納税の拡大に、私はつながっていくと思いますが、ほったらかし、大和村は知らない。年金生活費が宅配をこつこつと送る、1人でも送る、そこにパンフレットでも入れてね、あなた方は都会で頑張ってくださいといえ、ふるさと納税はそういった大和村への思いが、ふるさと納税の拡大につながっていくもので、ただふるさと納税、大和村にくださいってね、そういった流れじゃなくて、1人でも島のことを思い出して、内地で汗水たらして働いているね、お子さんたちがいるでしょう、その兄弟がおるでしょう、子供たちがいらっしゃるでしょう。その方に大和村の宣伝を兼ねて、こういったのをに入れてもらえないですかということにすれば、私は大和村の将来にとって、大変いいことだと思いますが、いかがですかね。

○産業振興課長（福本新平君）

パンフレットについては、合同会社ひらとみのほうで、特産品であるスモモの、タンカン、そちらの時期が来ますと、箱のほうを販売しております。その箱にスモモの照会であったりというリーフレットの的なものをサービスとしてお渡しして、それを入れてもらって送ってもらう形を取っております。それについては特産品の紹介であったり、食べ方とか、そういったものですので、そういった形でパンフレット等も一緒に添えて送れるような形というのも検討はしていこうかなというふうには思います。

○2番（市田実孝君）

輸送助成は財源の問題もありますでしょうし、難しいあれかも分かりませんが、他の市町村ではやっていないことをやってですね、産業課長がおっしゃったように、スモモの箱にはパンフレットを入れると、それは大変いいことだと、私は思いますよ。少々の経費がかかっても、それを拡大してですね、こういった大和村を今現在、何がくるぐるができたとかですね、そういった報告を兼ねてですね、入れてくださいというふうにもっていつてもらったら、いいことだと私は思います。

3番に移らせていただきます。今、よろしいですか。令和3年3月の議会で、この集落支援員を設置できないか、これ、2度目であります、私は。皆さんも覚えていらっしゃるか、その時はですね、詳しく聞かなかったんですけど、当時、大島郡内で支援員をですね、設置している市町村はございませんでした。そして、何で私がまたこれを持ち出したかと言いますと、建設課長にお聞きします。前回の議会で集落のね、中の草が生えて危ない状態にあるので、ちょっとそういった事業とか、ありませんかと聞いたら、現在、建設課長のほうでは補修とかですね、そういつて堆積が溜まったとか、そういうことでないと、なかなかそういった事業がないですよという答弁ですが、建設課長、そうでしたよね。

○建設課長（早川勝志君）

河川のまず土砂除去に関しましては、村のほうで実施すると、あとなおかつ集落で河川内に生えている立ち木等々ですね、除去に関しましては、集落のほうにできればしていただきたいということだったんですけども、そのときに答弁でもですね、集落で難しい場合は村のほうへ、集落から要望がいただければ、その内容を検討して村のほうで実施していくというような回答をした記憶がございます。

○2番（市田実孝君）

このですね、集落支援のここに、総務省のですね、実践の肝という中身が、濃い中身があるわけですよ。その中で、集落支援の事業って、いったい何をしているのかと、改めて集落支援員と何をなさっているのかなとって、これはですね、大体説明しますと、これは地域おこし隊とは異なっていますね、集落支援員というのは、そこに、島に住んでいる人、役場のOBでもいい、民生委員でもいい、集落に関わっている人、その方が兼務してもいいですよというのが、この集落支援のね、兼務ができる、金額というと1人当たり40万とされているわけですよ。自治会長でもいい、区長さんでもいいわけですよ、見ています。私が自分で納得しているのであればですね。ここの私は何々ですよと、いろいろ書いているんですよ。例えばの話ですね。そして、事業実績は何をやっているの、支援員は何をやっているのと見ましたら、この北海道の石狩町のホームページとかですね、白馬町の支援は何をなさっているのかなと、これ、実績報告ですよ。そうしますと、集落の周りの側溝の土上げ、1カ月かけて側溝が土砂が詰まっているので上げる。それで集落に被っている植え木とかがあるから、それを伐採して回る。これ報告書が載っているんですよ。何、集落支援てそういうことをするのが集落支援。それでもかまいませんよとなっているわけですよ。集落が活性化するために、そういった事業は、課長、御存知ですよ。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

取組の内容につきまして、詳しい実績のほうまでは、我々のほうもまだ確認ができていないところでございます。しかしながら、総務省のこの例事例を見ますと、何を行うべきものなのか、目的をはっきりした取組というふうに我々は解釈をしているところでございます。

○2番（市田実孝君）

集落支援員はですね、過疎化地域等の集落の維持活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進をしてくださいとなっております。ふるさと創生とよく言いますよね、ふるさと創生。総務省は地域活性化させるために、何とかできないかということですね、地域は地域で頑張ってくれば、総務省は人に対してお金もあげますよということを言っているわけですよ。それは改めて組織を作れということは言っていないですよ。新たに集落の区長の周りには、議長もあり、総会もあり、壮年団長、青年団長、そういった組織は昔から奄美大島に脈々とあるわけですよ。民生委員の処遇待遇について、ちょっとお聞きしたいんですが、よろしいですかね。民生委員は、今報酬とかいただいているんですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

民生委員につきましては、特に報酬という概念はございませんで、基本的に無償で活動という形になっております。

○2番（市田実孝君）

健康推進員とかございますよね。そういった方には報酬が出ているわけですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

健康づくり推進員等につきましては、日当という形で、随時何か、例えば配布物とか、お願いしたりするときに、報酬、謝金という形で発生することはございますが、年間に1回程度ということでございます。

○2番（市田実孝君）

現状を教えてくださいますが、民生委員はお金は多分、報酬はいただいていない、推進員の方、健康推進員の方もいただいていない。これには、民生委員が兼務してもかまいませんよと書いているわけですよ。それには40万を支給しますよということを書いてあるわけです。推進員が結局集落にかかわっているわけですね、民生委員の方も。地域のために頑張っている。先ほど草なぎの話をします、側溝の話を、ある集落支援員がやっていることで、民生委員がそんなことをしなくてもいいわけですよ。民生委員とか推進員は既に関わっているわけですから、その報酬をね、この予算から出したらいんじゃないですかて、区長の報酬をちょっとですね、奄美市の支援員の方、実績を見ますとですね、奄美市が105人が5年度の実績で上がってきているわけですよ。兼務がですね、これ105人て何と思って調べたら、多分これ区長だということですよ、奄美市の区長ですね。専任は郡内はまだいません。兼務がほとんどです。そうしますと、奄美市はじめ、隣の宇検村、20何名、天城町が108名。私がここで言いたいのはですね、この100何名という兼務なさった場合、

4,000万のお金を地域にばらまいているわけですよ。言い方は悪いですけどね。ないお金をばらまいているんですが、総務課長にちょっとお聞きしますが、こういう利用をなさっている市町村というのは、自己財源でばらまいているわけですか、この集落支援員を設置した場合ですね、自己財源が減るということです。

○総務課長（政村勇二君）

その集落支援員の1人当たり40万円という金額自体がですね、それが年の報酬になるのか、それがどういった形で、交付税なのか、各自治体における起債を当てての交付率のいい人件費でもっていつているのかというところまでは、私は今現在分かっていないところではございますが、今現在、大和村内における事務嘱託員、こちらの人件費に関しましては、過疎債ソフトを使っております、交付税率70%の過疎債の人件費を使っているところでございます。

○2番（市田実孝君）

この支援員は特別交付税で出しますよと、国がおっしゃっているわけですよ、特別交付税で。ですから、大和村の財源が減るわけですかと私は聞きたいんですけど、どうですか。

○総務課長（政村勇二君）

この地方交付税に関しましては、何度かお伝えしたことがあると思いますが、普通交付税、こちらはある程度いろんな基準がございまして、算定式で金額が出されているところではございますが、特別交付税に関しましては、じゃあ、例えば地域おこし協力隊がいくらとか、今回のその集落支援員が40万とは言ってはいますが、その明細とかがはっきり出てこないもんですから、はっきりしたところは言えないところでございます。

○2番（市田実孝君）

課長のそのあれで、この郡内の市町村、5年度からこういった方々が、奄美市区長をはじめですね、任命されているわけですよ。そして仕事は増えたのといえ、いえ、同じことよとおっしゃっているわけですね。ということは、この市町村は、分からないね、特別交付税で入ってくるか、分からないけど設置したということが、今、課長のあれでは言われているんですが、分からなくてやっているんですか、この市町村は。奄美大島で4市町村、今、5年度の実績に上がってきていますけど、まあ、分からないでやっつけという話なんですか。

○総務課長（政村勇二君）

ほかの自治体が分からないということじゃなくて、例えば、例えばの話ですけども、2人採用したからきっちり80万円がこちらにあてられましたという明細が分からないということでございます。ですので、今回の事案を含め、大島郡の総務課長会が10月、もしくは11月頭にある予定でございまして、そういったことも踏まえてですね、大島郡内の総務課長のほうには、私のほうから協議事項として提案をさせていただいた上でですね、実情を確認していきたいというふうに思います。

○2番（市田実孝君）

是非ですね、民生委員はじめ、やっぱり無報酬でなさっているわけですから、ほかの市町村ではこういった形でぼちぼちですね、郡内の市町村でも出てきているわけですから、総務課長会なりで、詳しくその点はですね、聞かれて、導入していいものなのか、それを私は判断していただきたいと思いますけど、課長、是非、総務課長、是非その点、話してみてください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃるように、奄美大島近隣自治体、奄美市、そして宇検村のほうで集落の事務嘱託員、いわゆる区長さんに当たる方を兼務という形で集落支援員に委嘱をしているというところで実績がございますので、我々としましても、その委嘱の業務内容でありますとか、規則など、そちらのほうを確認させていただいた上で、村としてどのような対応が取れるのかというところを検討させていただきたいと思います。

○2番（市田実孝君）

私たち議員はですね、令和4年10月に和歌山県の北山村、ここに所管事務調査の表がありますけれども、和歌山県那智勝浦に調査にまいりました。そのときにですね、課長もいらっしゃいましたよね。そのときに私たちに色川村というところがありますよね、そこで説明されたのが集落支援員ですよね。課長自らは来てませんでしたよね。ああ、その島、この大和村の村を知っている人ということ、大和村の卒業なさったOBでもできるわけですよ、課長をなさっているわけですから、その課長の方々に年輩の方々に、例えば、この間、埼玉のほうから議員視察に来られていますよね、議員視察。所管事務調査に各市町村。別に課長自らが接待する必要はないわけですよ。こういった集落に詳しい人、大和村に詳しい人が集落支援員として、あなたの部下として机を並べて、集落でこういったいろんな大学等の先生が来られたら接待しても、私はいいと思うんですよ。あなたの仕事は増えているわけですよ。そういうことを踏まえれば、こういった方を2、3人ぐらい雇ってですね、役場の中において、あなたがやる仕事を任せたらいいんじゃないですかと、私は思うんですが、それはあなた方の判断だと、それで私はこれ以上は言いませんが、やっぱりほかの市町村もなさっていることなわけですから、そういうのは十分に検討なさってくださいね、改めて。改めてどう。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

先ほども申し上げましたように、近隣自治体の業務の内容、規則などのほうを確認をさせていただきたいというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（蔵 正君）

これで、2番、市田実孝君の質問を終わります。

次に、3番、前田清和君に発言を許可いたします。

○3番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります道の駅早期実現に向けての取組、環境整備の充実についての2点ほどお伺いいたします。

まず、1点目は、道の駅早期実現に向けて。今年4月、民間企業による奄美初の天然温泉リゾート施設、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートがオープンされ、島内、島外から多くの来客者が訪れております。また、来年4月にはアマミノクロウサギ研究飼育施設くるぐるもオープン予定など、本村における観光振興は着々と進化を成し遂げています。そうした現状を踏まえた上で、観光振興による、地域経済の活性化が期待される中、観光客誘致においても、道の駅は早急に建設すべきと思われるが、来年度以降の事業計画はないのか、村長の答弁を求めます。

次に、大和まほろば館公衆トイレの設置についてお伺いいたします。大和まほろば館においては、観光客及び一般の住民の方々が使用できるトイレが1カ所しかなく、また、併せて男女共用であり、不便をきたしているように思われる。誰もが気軽に使用できるよう、公衆トイレの設置が必要だと思うが、村長の答弁を求めます。

2点目は、環境整備の充実についてお伺いいたします。村内漁港には、公衆トイレの設置がなされていますが、大棚地区においては設置されておらず、漁民又一般の釣り客の方々へ不便をもたらしていると思われる。今後、公衆トイレの設置に向けての事業計画等を図るべきではないか、村長の答弁を求めます。

次に、村内各集落には、バスの停留所が設置されていますが、築何十年も経つとコンクリートの爆裂等、危険な場所も多く見受けられる。対策を講じるべきではないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の道の駅早期実現に向けての1番目の、道の駅は早急に建設すべきと思われるが、来年度以降の事業計画はとの御質問でございますが、本村では、大型公共事業を順次進めてきており、現在、クロウサギ研究飼育施設を整備中ではありますが、今年度中に施設整備を完了し、来年4月に開園の予定でございます。宮古崎トンネルの開通による観光移動の利便性の向上が図られたことに加え、本村の観光振興における重要な施設と位置づけられる奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートのオープン、そして前述しましたクロウサギ研究飼育施設、アマミノクロウサギミュージアムくるぐるのオープンにより、これまで以上に観光入込客が増加していくことが推察されるところであります。村としましても、この見込まれる観光誘客効果を観光外貨獲得機会の創出に円滑につなげ、地域経済活性化を推進していくためには、飲食物や特産品販売等を行い、観光利便性、満足度の向上に資する施設となる観光交流拠点施設の整備は必要であると考えております。このことから、現在、奄振交付金事業による令和7年度奄美群島成長戦略推進交付金での事業要望を行っているところであります。これらの観光関連施設や体験型観光メニューのハード、ソフト両面が有機的に結びつくことにより、相乗効果が発揮され、更なる観光訴求力及び観光外貨の村内歩留まりの向

上が期待されますので、事業採択に向け国・県と協議を進めていきたいと思います。

次に、2番目の大和まほろば館の公衆トイレ設置の御質問でございますが、現在、大和まほろば館には直売所施設に2カ所、加工場に1カ所の計3カ所トイレが設置されております。観光客や一般の方向けには屋外から利用可能なトイレが1カ所ございます。来客者数につきましては、年間2万人以上の方が利用されており、年々増加傾向にあります。そのため、営業時間であれば必要に応じて加工場のトイレも利用可能としているところであります。不便をきたしているとの声は聞いておりませんが、場所が分かりづらいとの声をいただいております。今年度看板等をリニューアルする計画にしているところでございます。新たな公衆トイレの設置につきましては、観光交流拠点施設整備計画もございますので、現在は計画していないところであり、既存のトイレを活用していただければと考えております。

次に、2点目の環境整備の充実についての1番目、大和港大棚地区への公衆トイレの設置に向けての事業計画を図るべきではとの御質問でございますが、村内2カ所の漁港及び大和港思勝地区につきましては、整備時において緑地広場を設けており、トイレを整備しております。緑地広場は漁業者や港湾利用者の休憩所のほか、災害発生時の避難スペースなどの重要な役割を担っております。大和港大棚地区へ新たに公衆トイレを設置することにつきましては、漁業者の意向や港湾利用者の状況を把握する必要があるほか、用途変更等の手続など、港湾施設としての利用目的に沿った計画が必要になります。また、大棚毛陣地区には観光交流拠点施設整備計画に併せ公衆トイレの整備を考えているところでもあります。そのため、近隣の大金久トウルス公園や大和まほろば館等の既存の公衆トイレの利用、また観光型拠点施設の整備が完成することにより利便性が図られるものと考えております。

次に、2番目のバス停留所でコンクリートの爆裂等、危険な場所について対策を講じるべきではないかの御質問でございますが、これまでも老朽化が著しく、危険であると判断されたバス停留所につきましては、再整備を行うなど、対策を講じてきております。令和5年度におきましても、国直集落及び今里集落のバス停留所の整備を実施してきました。現在、整備から相当の期間を経過し、まだ再整備や補修等が行われてないバス停留所は、村内に5集落7カ所ございます。7カ所のバス停留所の調査を行った結果、大棚集落池田地区のバス停留所で著しいコンクリートの爆裂が確認されております。また、池田地区バス停留所に関しましては、更に物件の調査を行いました。バス停留所が立っております土地は村の土地ではないことから、村の財産物件ではないと判断されます。当該バス停留所に関する対応策につきましては、今後、集落と協議を行いながら、判断をさせていただきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（前田清和君）

ただいま村長より答弁をいただきましたが、道の駅は、道の駅構想は、このアマミノクロウサギ

研究飼育施設、その前に道の駅の構想については村長の施政方針からずっと載っていたんですよね。僕が議会議員になったときから、数年で出たんですが、この研究飼育施設が先に着工されて、もう来年いよいよ4月にオープンされます。今年4月には奄美ハナハナ、来年にはクロウサギと、観光客がたくさん来られているんです。いつも土日は、平日はなかなか観光客もまばらですけど、土日祝日というのは、本当に大和まほろば館前は大勢の方々が来られていて、あそこで特に今はアイスクリームとか、一つの大和村のPRになっていますので、おられるんですが、あその前に休憩する場所というのが、その加工場の前に椅子が2つ、3つ、海岸沿いに東屋が1棟、建っておるんですよね。どうしてもこうね、なかなか座れない方とか、よく土日祝日はおられるんですが、やっぱり今のまほろば館のスペースでは、大変狭いと思うんですね。半分以上は加工場だと思うんですよ。正面入って、正面は加工場で、右側の建物が大和まほろば館、その右側の建物でも手前だけが、そういう特産品を置いてあるようなブースになっています。あと後ろはもう事務所になっているんですかね。入ってもあれだけの、大和村をPRするためにいろんなのを置いている割には、やっぱり品数が多いにも少なすぎると思うんです。であれば、やっぱり早急にこの道の駅構想というのは必要になってくるのではないかなと。もうあの大和まほろば館の横は、用地も村が数年前に取得していますので、一時は草も刈ったりしてきれにしていたんですが、もう今は草ぼうぼうで、荒れた状態になっていますけどね。村長の話では、令和7年、来年度から奄振事業で取り組んでいくというふうに言われていますが、来年度、この予算をあれして、じゃ、それから計画を立ててやって、早くてもどれぐらいで、その道の駅構想ができるのか。大体の予測で結構ですので、教えてください。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

現在の計画でございますが、来年度実施設計を行いまして、段階的に事業を実施してまいりますので、今現在での完成の予想としては、令和10年度というふうに考えているところです。

○3番（前田清和君）

令和10年度、じゃ、あとまた、まだあと3年半ぐらいかかりますよね。もう是非ですね、この道の駅構想は、本当に観光客がこれだけ増えてきてますので、早急に当局としても進めていただきたい。次の問題なんですよ。トイレの問題。あと3年半、今の現状でトイレを活用されるのか。先ほど村長から答弁がありましたが、外に1カ所ね、外から入れる。加工場に2カ所と、事務所があるところに1カ所、計4カ所あると答弁いただき、4カ所でしたね、3カ所。ありますが、基本、従業員に聞きましたら、基本、加工場とかは、そういうイベントは、スモモフェスタとか、そういう以外は使いませんと、一般の方は。基本、外のトイレ1カ所。平日は1カ所でも大丈夫でしょう。ただ、土日祝日、大勢の方が来られたときに、本当に加工場のトイレをオープンされていますか、課長。

○産業振興課長（福本新平君）

加工場内のトイレは男子トイレ、女子トイレもございます。今、実際にトイレが足りないとか、

そういった声は聞かれてないので、使用してないとか、加工場を利用する人たちが活用しているんですけども、声を掛けていただければ、本当に混雑するときなんかは、そこの加工場入って、その加工施設内には入るわけではございませんので、貸出しは可能なふうに対応していければと思いますので、それについては、現在はもうそこの加工場のトイレを貸してくださいという方もおられませんので、今そういった形で周知はしていないんですけども、本当にその利用によっては貸し出す対応も取れるんじゃないかなというふうに思っております。

○3番（前田清和君）

それはね、声をかけたら使用してもよろしいでしょうけど、もっと気軽にね、観光客の方とか、事業者の方とか、一般の方々が入れるトイレが、やっぱり必要だと思うんですよ。道の駅ができる、あと令和10年まで3年半、あの現状でそのままいかれるのか。今の外のトイレは男女共用なんですよ。男の人が使えば、次、女の人が入るんですよ。今どきそういう公衆トイレというのは、常識的に考えてもまずないなと思うんです。せめて男女、男子トイレ、女子トイレ、この今の現社会においてですよ。だって、男の人がトイレ入って後に、女の人ってやっぱり入りづらいじゃないですか。だって、僕でも女の人が入った後に、そのトイレに行くのって、やっぱりちょっと・・・感じますよ。それぐらい一般の方というのは、思っているもあのトイレを今、使われているのになって。じゃ、観光客の方が何も言わなければ、課長は今のまま、現状であの外のトイレ、男女共用のトイレを使っている、大和村のまほろば館に行ったら、トイレも1カ所しかなくて、そういうイメージを作られるんじゃないですかね、どうです。いいイメージを受けるか、悪いイメージを受けるか、どちらですか。

○産業振興課長（福本新平君）

確かに議員のおっしゃるとおり、男女が一緒になっているトイレだと、なかなかいい印象は持たれないのかなというふうに思っております。今年度、そのまほろば館には気軽にお越しいただくように、看板であったり、トイレの案内板というふうな形で、ちょっとある程度外観のリニューアルをかけていく計画です。なので、じゃ、その加工場の中には男女を分けてあるトイレもありますので、そちらのほうも、何かうまいぐあいに活用していければいいのかなと思っています。ただ、先ほど企画課長がおっしゃったように、令和10年度には完成に向けて計画を進めておりますので、そちらには公衆トイレというの、整備もやはり検討計画の中に入れていかないとと思っておりますので、それまでは何らかの今の既存のトイレで活用しやすい方法を検討していければというふうに思っております。

○3番（前田清和君）

産業振興課長、令和10年度まで、道の駅ができるまで、今の加工場のトイレは外から行けるんですよ、外から。加工場のところから中に入るんですよ。であれば、常にそのトイレをオープンにして、一般の方に使って、観光客の方に使ってという、そういう対策がとれます。

○村長（伊集院 幼君）

担当課としては、現施設を使ってもらうという位置付けで今答弁しておりますけれども、おっしゃるように、トイレがあと2カ所ありますので、我々もそこまでは、どういう形で利用できるかということは、今検討していないところでございます。ですので、本当に外から入りやすいトイレになっていかないと、一般の方が利用できないと思いますので、その点を含めて担当課と検討させていただいて、そのトイレの対策ができるように進めさせていただきたいというふうに思います。

○3番（前田清和君）

是非ですね、このトイレの件は前向きに検討していただいて、やっぱり使っていただける方々、観光客の方に不愉快な、嫌な思いをさせないような、そういう取組をしていただきたいというふうに思います。

次に、2番、環境整備の充実ですが、大棚地区においての公衆トイレですが、これは私もちょっと知ってしまして、平成21年、22年ぐらいでしたかね、村長が建設課の職員の際、大棚の漁港の公園整備、沖防の整備もほぼほぼ事業が決まっていたんですよ。ただ、あるどこか一部の漁業の方々の反対があり、今から15、6年前にその事業がなくなったんです。あのときにできておれば、こういう公衆トイレもできたし、公園も整備もできたしと思っているんですが、そのときにできなかったのが、本当に残念でなりません。ただ、あれからもう15、6年経って、ほかの漁港を見たら、思勝港、昨日、一昨日は現地調査に行ったら、名音港にも名音漁港と書いて看板もありましたし、今里漁港にも看板もあって、トイレも設置しています。大金久のトゥルス公園にも立派な、あれは県の事業だとは思いますが、ただ大棚の港だけ、トイレがなくて、釣り客とか、そういう方々も最近をよく魚釣りに来られるんですが、トイレがないもんで、もうしぶしぶ大金久のトゥルス公園に行ったり、先ほど言ったようにまほろば館のトイレに行ったり、そういう現状ですよ。やっぱり漁港というからには、せめてトイレぐらい、漁業者もいますけど、漁業者はほとんど地元の人ですから、お家に帰ればできるんですよ。住民もお家に帰ればトイレはできます。ただ、住民以外の方々、観光客、釣り客、村外から来ている方々が不便されているというふうに思います。ですので、やはりまほろば館の前のトイレもできない、道の駅が事業まで待ってくれ、大棚の港湾の一面にでも、そういう公衆トイレができないか。どちらかやっぱり何とか事業を進めていただきたい。地元の人はいいいです。地元以外の事業者とか、業者さんとか、そういう方が大変困ってて、よくお店のほうにもトイレを貸してくださいと来るんですよ、そういう方々は。ですので、やはり漁港、大棚地区において、そういうトイレ設置に向けての取組を検討していただけないかと思います。

○建設課長（早川勝志君）

まず、大棚の港につきましては、あそこは漁港でなく、一応港湾という形になっておりまして、大和港、思勝地区と大棚地区を合わせて大和港という形になっております。港湾につきましては、整備計画というものがございまして、整備計画の中で港湾に何を造るのかという形で計画をしまして、それを国の許可のもとに大棚地区であれば野積み場、港湾内の道路、物揚げ場ですね、船揚げ場という形で整備をさせていただきました。思勝地区に関しましては、整備計画の中で緑地広場と

か、そういうのも計画しまして、整備をしてきたところなんですけども、聞いたところによりますと、大棚地区ですね、港湾の整備をするにあたって、トイレはあまり必要性がないという形で話があったもんですから、今造ってないという形になっておりまして、もしですね、港湾の中にトイレ等を設置する場合はですね、港湾の整備計画をまた変更、変更申請なりですね、そういった形のものをもちまして、整備を進めていく形になるんですけれども、そこはやっぱり地元のですね、港湾利用者、港湾利用者の方の意見等をですね、聞きまして、その中で大きな声がありましたら、そういった形で計画の変更とかを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番（前田清和君）

やはり一般の方々からの意見より、やっぱり漁業従事者、そういう方々の声があれば可能ということですか。課長、私たち一般の方々がいくら港湾にトイレを造っていただきたいと言っても、やはり漁業従事者、港湾に携わる、そういう方々の声がなければ難しいということですか。

○建設課長（早川勝志君）

港湾利用者ですね、港湾利用者とともにですね、やっぱり地元の意見というのはやはり大事だということふうに思っています。地元の意見の中からそういう声がたくさん上がるようであれば、そこは港湾の整備計画の見直し等も検討してまいりたいというふうに考えているところです。

○3番（前田清和君）

事業計画を作ったり、いろいろするのはまたいろいろと、数年かかるということでしょうね。是非ですね、そしたらまた、地域に帰ってからですね、港湾に携わる方々にちょっと話を聞かせていただいて、僕は港湾で仕事している方というのは、ほとんど地元、大棚、大金久の漁業関係者です。その方々が、先ほども言いましたように、家に帰ればトイレがあるんですよ。別に、その港湾のトイレを使わなくてもいいんですよ。僕が言っているのは、一般の方々です。釣り客とか、村外の方々のために、やっぱりトイレは必要じゃないかなと。そこだけは課長、理解していただいて、じゃ、また地域に帰らせてもらってから、そういう漁業者の声を拾って、また建設課のほうに届けさせていだきたいと思います。

それでは、2点目のバスの停留所ですが、村内7カ所あって池田地区、大棚の池田地区ですね、あれは昔の、今の県道の前、旧道のときにあったバス停留所ですので、下に下がっているんですよ。今、県道が上がりましてので、あの状態で、見たら爆裂していて、あそこには人はもうほぼほぼ入れません。先ほど聞いたんですけど、あれは村有地ではなく、個人の土地だということで、当局としても今それは検討していると。でもあれを建てたのは、当局ですよ。バス停留所、村有地でもないところに、個人の屋敷に、その方と相談してかもしれませんが、建てたのは当局の事業ですよ。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

その当時の整備がどういう流れで行われたかという部分についても、確認を取る必要があるというふうに考えております。議員のおっしゃるように、旧県道のときに、あそこが建てられたという

ことになりますと、我々の財産物件ではないということは確認をしているんですが、当時、どのような流れであそこに整備をされたかというところがポイントであると思います。例えば、その民有地、その民地の方が、自分の土地に建てていいよと、じゃ、建てるのは村がしましょう。あとは管理のほうは、もう集落のほうでお願いいたしますというような流れのものであったのかどうか。そういった部分を確認をした上で集落と協議をし、判断をする必要があるというふうに考えているところでございます。

○3番（前田清和君）

であれば、あれはその土地の所有者を分かっているわけですよね。じゃ、その方、集落と相談するより、も大事だと思うんですけど、その土地の所有者としっかり話し合いをして、あのまま置いておいたら、やはり爆裂していて、大変衛生的にも環境的にも、ちょっと見た目が悪いと思うんですよ。もし、当局がそこに建てたのであれば、あのままほっておくのはどうかと。地主の方と相談をさせてもらって、もうあのまま置いておくよりは、取り壊しをして更地にしてやったほうが、安全性にも環境的にもいいのではないかなと思うんですが、そういうふうに進めていったらどうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

土地の登記名義人ですが、すみません、生年月日のほうまでは確認をしておりませんが、もういらっしゃらない方であるというふうに判断はされるところでございまして、ですので土地の所有者の方と協議を行うというのは、困難な部分があるというふうに考えております。しかしながら、あそこに整備をしたというのは、集落との協議の上でなされたものだというふうに、我々は考えているところでございますので、対応の在り方につきましても、まずは集落のほうと協議をさせていただきたいというところでございます。

○3番（前田清和君）

ではね、集落と協議を早急に持ってください。そして、今後どうするのか、今年度中に何とか話を進めてください。やはりあのまま置いておくと、大変危険性がありますので、今年度中にその具体案をまた出させていただいて、お伺いしたいと思います。

あと、このバス停の件ですけど、10日の日に現地調査で国直と今里も見せていただきました。大変立派なバス停ができておりますが、バス停の看板は立っていますが、屋根のないバス停が何箇所あると思うんですが、村内に、何箇所ありますか。ただ看板だけ立っているバス停です。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

看板のみ、そういった雨宿りスペースがないバス停につきましては、思勝集落、大和浜集落にございます。

○3番（前田清和君）

思勝集落、大和浜集落の方々は、ずっとそのバス停のないところで、今まできていると思うんですよ。雨の日も風の日も、雨に打たれながら、傘さしながら、バス停で待っておられるのかもしれ

ません。ほかの集落にはちゃんと雨宿りのできるバス停というのが確保されているんですけど、その2カ所だけはバス停ができません。それには多分理由もあると思います。村有地がありません。全部周りは私有地です。ですので、なかなか建てたくても建てれないのが現状じゃないかなと思うんですよね。であれば、今のバス停、立っているバス停、もしその近くに村有地が確保できてあるのであれば、そこに移転をして、例えば屋根付きの雨が防げる、雨にあたらないような、そういうことも今後検討していくべきじゃないですか。絶対あの場所じゃなければいけないということはないと思うんですよ。ちょっと移動させるだけで、村有地があればそこに屋根付きのバス停が確保できないかなと思いますけど、そういう選択もこれからちょっと考えていったらどうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

現在、屋根のないバス停留所がある場所につきましては、基本的に近隣に村有地がない、もうそのまま道路に接している状況でございますので、その場所に、近辺に建てることは非常に困難だというふうに考えております。そこから離れた場所に建てるということになりますと、バスのルート以外の部分になってしまうということがございます。バスのルート上にバス停留所はあるのは、もう基本的なことでございますので、そのルート上で思勝、大和浜集落のルート上につきましては、バス停留所の整備というのは、場所的な問題で困難であるというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

その近辺に村有地がないということであれば、では個人の所有地一面を、当局がまたその個人の方々と話をしてですね、ここにバス停の屋根付きの設置したいということで、そういう可能性も検討できます、じゃ。どうですかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和浜集落にあります屋根のないバス停留所のある場所を御確認いただければ分かると思うんですが、もうすぐ背後は人の家の敷地内です。玄関先です。玄関先の部分を停留所を造りたいので譲ってもらえませんかというのは、非常に難しい話ではないかというふうに考えます。

○3番（前田清和君）

思勝はどうですか、思勝集落は。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

思勝集落も同じく人の玄関先の部分になっております。近隣の場所となりますと。以上です。

○3番（前田清和君）

課長の話だと、場所が取れないから停留所の屋根の確保は難しいと。ですので、地域の思勝集落の方と大和浜の方には辛抱してくれ。もうそういうふうにししか聞こえないんですよ。前向きに検討していきますとか、何とか取り組んでいきますとかいう返事をいただければ、また期待もできるんですけど、もう個人の家の前で、停留所の屋根付きはもう無理ですというふうな返事でしたので、もう思勝の方々には、今までどおりですから辛抱していただいて、また、そういうふうに説明をしていかなければいけないのかなと思いますけど、本当に住民がね、確かに今はもう自動車で、

ほとんどそのバスを利用される方々もおられません、特にそのバスを利用される方というのは、高齢者の方々、免許返納した方々、それから小さい子供たち、どっちかなんですよね。ですので、そのお年寄りの方々が雨の中、歩いて行って、長時間バス停で立ったまま、待っている姿とかを見たときにですね、ああ、何とかしてあげたいなというのが、やっぱり人間だと思うし、課長も見ててそう思うですよね。雨の中、立っているなというのが。やっぱりそういう人間の、やっぱり優しさがあるんであれば、できません、できませんじゃなくて、何とか、そういう場所を確保できるように、取り組んでいただきたい。課長、もう一度何とか返答をお願いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

議員のおっしゃるお気持ちも分かります、大変分かります。我々も雨の中待っている高齢者の方たち、学生の方たちを見て、大変だなというふうに、それはもう我々も感じているところではございますが、近隣の場所に設置をするとなると、物理的に困難だということではございます。そういった面で、我々として今バス停留所の置かれている近辺に、屋根付きのバス停留所を置くというのは、今現在は困難な状況であるというふうに考えているところでございます。

○3番（前田清和君）

課長、最後ですけど、困難なのは分かりますが、何とか、じゃ、そのバス停ができなくても、どこか雨宿りできるような公共の場所だね、そのバス停の近くで雨宿りできるような、そういう確保みたいな、屋根がちょこっとあるだけでもいいですよ。そこにベンチから置けるような、そういうのももし検討できるのであれば、検討していただきたいと思うんです。最後をお願いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

きちんとした形でのバス停留所というのは、先ほども申し上げましたように、物理的に困難なところがございますが、ちょっとした庇、雨除けの部分でございましたら、集落の方々の御協力をいただかないとできないことであるというふうには考えております。やはり近隣は民地でございますので、その近隣の住民の方々の御協力がないといけないところでございますので、そのような協力の在り方といいますか、その部分については、まずは集落のほうと協議をさせていただいて進めていかなければならないというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

最後になりますけど、課長、集落とやっぱりそういう場を持っただいて、住民の方々がどういう声かというのを、やっぱりまずは聞かせていただいて、何かそういうのがあればありがたい、助かるというのであれば、やはりそれは前向きに簡単な物でも結構ですので、検討していただきたい、是非進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（藏 正君）

これで、3番、前田清和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお13時30分から再開いたします。

休憩 午前11時50分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（藏 正君）

皆さん、こんにちは。休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番、勝山浩平君に発言を許可します。

○7番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様です。7番、勝山浩平です。質問の前に、今年のひらとみ祭りも大変な盛況ぶりでした。村外の友人をとてもおもしろいから来てねと祭りに誘うと、半信半疑の様子でしたが、当日、家族連れで参加をしてくれました。後日、その友人からとても楽しい祭りだった。参加してよかった。大和村はすごいねと感動の声をもらいました。連合青年団の祭りへの思いと、流した汗の分だけ訪れた方々へ多くの感動を与えたことではないでしょうか。ひらとみ祭りが大和村のファンづくりや魅力を高めることに、大きく寄与していることを改めて実感いたしました。連合青年団の皆さん、サポートをされた役場職員の皆さん、夏の思い出をありがとうございました。質問に移ります。

まず、保育所などでの給食提供に向けて。共働き世帯が増加する中、子育て世代の負担軽減と栄養バランスのとれた食事を提供し、園児の健康保持促進を図るために、保育所での給食提供に向けた環境整備が必要ではないでしょうか。

子ども家庭庁は、共働き家庭の負担軽減を目的とし、小学校の長期休業休暇中の学童保育への昼食提供を推進していますが、大和っ子クラブでも同様の昼食提供について協議を進めるべきではないでしょうか。

墓の継承者難や無縁墓の対策のために共同納骨堂（合葬墓）の整備を求めています。

これまで3回にわたり、整備に関する質問を行いましたが、現状として無縁墓になる要素はほとんどなく、墓が各家庭で守られている。需要調査を実施する考えはないとの答弁がありました。しかし、共同納骨堂の必要性を訴える声が複数の集落から依然として寄せられています。村民の墓の管理に対する意識の実態を正確に把握するために、アンケート調査を実施してもらえないでしょうか。

学童疎開船対馬丸の慰霊碑建立を求めています。

対馬丸の犠牲者が漂着をした今里、名音、戸円の関係者からは、鎮魂と平和を祈るために慰霊碑の建立を望む声が寄せられています。犠牲者の鎮魂と平和と命の尊さを教え、事件を正しく後世に伝えていくためにも、本村に慰霊碑を設置することを検討していただけないでしょうか。

辺野古への石材調達について。

奄美大島からの石材調達の方針が防衛省から示され、現地調査が行われることが明らかになっています。本村にも候補地が1カ所あるとされていますが、これまでに得ている情報や、村としての対応について伺います。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の保育所などでの給食提供についての御質問でございますが、全国においても共働き世帯が年々増加しておりますが、本村においても保育所に子供がいる共働き世帯は95%と、高い割合になっております。実施いたしました子ども・子育て支援に関するニーズ調査におきましても、未就学児がいる世帯におきまして、子育てに関して不安感や負担感を感じている割合が42.8%と半数近くを占め、前回調査の数値を上回っております。また、子育てに関する悩みごとにおいては、子供との時間を十分に取れないこととの回答が一番高くなっており、子育て環境においては、仕事と子育てを両立していく上でのサポート体制等が必要であることに加え、御質問にございます保育所での給食提供につきましても、ニーズ調査における自由意見の中において、家事負担軽減や栄養の観点から、給食提供を希望する記載があることから、ニーズの高い項目の一つであると認識をしているところでございます。このことから、これまでも保育所での給食提供に向けては、給食センターの活用などが協議されてきたところではありますが、設備や人員配置の課題等から、実施には至っていないところでございます。今年度、大和村子ども・子育て会議におきまして、今後の認定こども園等の設置についても協議を進めていく予定でありまして、新たな保育環境が整備された中においては、給食提供も行われるものと考えておりますが、それまでの間についても保育所における給食提供については、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の学童での給食提供に向けての御質問でございますが、現在、本村におきましては、放課後児童健全育成事業といたしまして、NPO法人ASAの奄美スポーツアカデミーに業務委託を行い、小学校の児童を対象にした学童保育大和っ子クラブを実施しております。今年度の登録者数は28名、そのうち長期休み期間の利用者数は1日平均15名となっており、その期間は弁当持参となっております。弁当作りにかかる保護者の負担軽減といたしまして、学童支援員が電子レンジ利用による簡易的な調理を行うことや、民間事業者による弁当利用なども可能となっておりますが、現在、全員が手作り弁当を持参している状況でございます。給食提供につきましては、これまで給食センターの活用を含めた協議もなされ、実施には至っていないところではございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、今後、認定こども園等の新たな保育環境が整備された中においては、給食提供も可能となるものと考えております。また、それまでの間についても、保護者の負担軽減を図るための方法については、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の墓の継承者難や無縁墓の対策のための共同納骨堂の整備を求めている御質問でございますが、これまで勝山議員より、令和2年9月議会、令和3年6月議会、令和4年6月議会の3回にわたり、関連する御質問をいただきました。現在の状況としましては、各集落には墓地があり、先祖代々受け継がれてきた墓がございます。旧暦の1日、15日の墓参りについては、集落の方や村外の方も定期的に行っている状況でございます。また、島外に居住している方々も、お盆や正

月等に墓参りをしております。

次に、継承難に伴い無縁墓になる主な要因としましては、少子高齢化、核家族化と首都圏への一極集中化、親戚関係、家族関係の希薄感などが主な要因と言われております。現在の大和村の状況といたしましては、無縁墓になる要素はほとんど見られない状況であることから、先祖代々の墓が各家庭で守られていると認識しております。共同納骨堂の必要性に関しましては、墓というものはあくまでも各個人の管理でございまして、お墓に対する考え方は人それぞれであることから、複雑な問題を含んでいるものと感じているところでございます。議員の言われるような方もおられると思いますが、墓は基本的には個人の問題でございまして、共同納骨堂を設置することにしまして、墓を所有する方々の総意がないと設置できないものと認識をしておりますので、あくまでも村が立ち入る問題ではないというふうに判断をしております。また、アンケートを取るということは、このアンケートは何のためのアンケートという目的を示す必要がございます。現段階では村としまして実施する考えのないことでありますので、目的のない案件についてのアンケート等を取ることは考えていないところであります。今後については、必要であれば事務嘱託員会の中でも意見等を伺っていきたいと思います。村としましては、現在取り組んでいる政策を更に充実していくことが優先と考えるところでございます。

次に、3点目の学童疎開船対馬丸の慰霊碑建立を求めている御質問でありますが、太平洋戦争中の1944年、昭和19年8月22日、集団疎開のため沖縄から九州本土へ向かっていた対馬丸が、午後10時頃、十島村悪石島沖にて、アメリカ潜水艦の3発の魚雷攻撃を受け、一瞬にして1,484名の命が奪われました。そのうち学童は767名でありました。およそ1週間後に大和村、宇検村、瀬戸内町の海岸に、遭難者の遺体と数少ない生存者が流れ着きました。大和村史の記述によりますと、本村にも今里、志戸勘、名音、戸円の海岸へ18体の遭難者の遺体が流れ着いております。その遺体の多くを名音、志戸勘間の長浜にて火葬して手厚く埋葬されたと記述をされております。戦後の1950年、昭和25年に沖縄の遺族から遺体を回収し、沖縄へ連れて帰りたいとの要望を受け、翌1951年、昭和26年に大和村役場を中心に、当時の警防団や埋葬に携わった人にも協力をしてもらい、回収にあたったとの記述もございます。

次に、今里、名音、戸円の関係者からの慰霊碑の建立を望む声につきましては、令和6年8月20日付けで、それぞれの集落の区長名で対馬丸慰霊碑建立の要望書が提出をされたところでございます。内容としましては、対馬丸慰霊碑の建立は平和を願い、犠牲者への追悼の意を示すと同時に、平和の大切さを教育し、次世代へ伝える手段となります。また、地域の方々や訪問者は、慰霊碑を訪れ、追悼の念を捧げることができますので、規模は小さくても対馬丸慰霊碑の建立に御理解と御支援をお願いしたいとの内容でございました。併せて、建立場所の希望として、長瀬トンネルと志戸勘トンネル間の県道植樹帯が記載をされております。今年是对馬丸撃沈から80年、沖縄の対馬丸慰霊碑の小桜の塔建立から70年、対馬丸記念館開館から20年となっております。現在、撃沈場所近くの悪石島、沖縄県、奄美大島の宇検村には、それぞれ慰霊碑が建立されております。特に、宇検

村の慰霊碑は2017年、平成29年に建立をされており、集落主催によりまして毎年開催される慰霊祭には、地元の方はもちろん、奄美大島の他の市町村からも参加をしており、犠牲者の御霊への祈りを捧げております。大和村での慰霊碑の設置につきましては、計画をされていないところでもございますが、本村にも犠牲者の遺体が流れ着いた事実と、戦争の悲惨さや命の尊さと平和の大切さ等を次の世代へ語り継がれるようなことは必要と思いますので、モニュメントや遭難の経緯が分かるプレート等の設置について、庁内及び関係者との協議をさせていただきまして、対応策について検討をしていきたいと考えております。

次に、4点目の辺野古への石材調達についての御質問でございますが、これまで得られている情報といたしまして、まず、8月20日に防衛省九州防衛局及び沖縄防衛局から職員が来庁し、普天間飛行場代替施設建設事業における大村湾側の埋立てに関する説明があり、その内容としましては、普天間飛行場代替施設建設事業において、石材の調達を担う受注者が、今後、使用する石材の調達先を検討する中で、奄美大島に所在する鉱山を検討しており、今後、そのための調査が行われる予定であること。現在、受注業者が検討している段階であり、石材の調達先は決まっていないとの説明を受けております。また、調査が行われる具体的なスケジュール等も現段階において示されておらず、本件に対して鹿児島県の発表もある中、村といたしましても今後鹿児島県大島支庁を通じ、九州防衛局へ調査の時期、場所などの把握に努め、今後の推移を注視していきたいというふうに思います。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（勝山浩平君）

保育所での給食提供と学童についてですね、大変前向きな答弁だったと受け止めております。今、第3期子ども・子育て計画、本年度策定中で、そのためのアンケート、村長の答弁にもありましたが、私も見させてもらいましたが、保護者の中から、やはりその給食提供の声が、結構ありました。認定こども園構想と合わせて、なるべく早期に整備をしていただいて、給食提供についてもですね、学童も含めていい知恵を出し合ってですね、保護者のニーズに応えるような対策を、なるべく早く取っていただきたいと思います。

共同納骨堂ですね、本村でも改葬とか、墓じまいをしている方がいらっしゃると思いますが、報道等では全国では数が増えているということでありました。本村、各集落に墓地があり、その集落の無縁墓地の数、推移と、また墓じまい、改葬の数や推移がお分かりでしたら示してください。

○住民税務課長（池田浩二君）

正確な数字は把握しておりませんが、年間墓じまいなどでの手続ではですね、ほとんど内地におられて、ここに墓がある方なんですけど、年間5、6件、手続をする方がいらっしゃるようでございます。

○7番（勝山浩平君）

村長の答弁には、以前からあるように、墓の継承難で困っている方はいないというような答弁でしたが、私が実際に聞く中ではですね、やはりそういった声をいただくんですよね。最初は、きっかけはですね、Iターンの方でした。もう仕事を辞めて、引っ越し先を、移住先を決めて、大和村が大好きで、何年か通って、以前も申し上げましたが、本村が大好きでここに骨を鎮めようと思って来た。今、楽しく過ごしているけど、困っているのは亡くなった後の自分たちの遺骨、藏議長も一緒に聞かれたと思いますが、まずIターンからでした。その次は集落作業、お盆前の墓の清掃作業、名音の先輩からありました、複数からありました。子供が内地にいて、見る方がいないと。集落で見てもらえないか。納骨堂のことですね。一般質問を1回、2回、3回しているうちに、次は戸円と今里からも、私もそう思うよという声がありました。最近では大和浜の役場のOBの方からもありました。子供がいないから、自分たちの墓は誰が見るんだろうと、心配していますよ。ちょっと違うニュアンスであったのが、大和から高齢者からありました。集落内に子供たちはいるんだけど、子供たちに墓の管理の迷惑を、面倒をかけたくないから、集落で納骨堂を、だったらいいんじゃないか、造ってもらえないかという声をいただきました。実際には、もしかしたら同僚議員の中には同じような村民の困っている声を聞いている方もいるかもしれませんが、そういった村民の声が実際あるということに関して、どのように受け止めますか。

○村長（伊集院 幼君）

いやもうそれは、村民の声があるというのは、我々も理解はします。しかしながら、やっぱり墓というものが、やっぱり共同でいるものがあるのかどうかというのは、今まで議員は質問させていただいて、住民の声があると言いますけれども、やっぱり集落から、やっぱり共同墓地を、共同納骨堂を造っているところについては、集落でまとめて、それをそれぞれの墓を持つ方が出資をして、そしてあとは行政なりの補助金をもらって造っているとかというのが、今、宇検村がそういう形でやっているようではございますけれども、議員のおっしゃるように、やっぱり自分があとあと墓で困ってくるということは、我々もIターンの方には、そういう何か、Iターンの方だけじゃなくですね、それはもう村民の声ということで受け止めながら、どういったことができるかということが、我々もちょっと今、判断に苦慮しているところでもございます。それは、何でかという、やっぱり全員の同意がないと、やっぱり共同納骨堂は、やっぱり造るのは難しいんじゃないかなというふうに思っています。ですから、まだ事務嘱託員の中でも一応投げかけて、こういう声がありますけれども、実際、集落でどうですかということも我々は意見を伺いながら、村として考えていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

全国的にやはり同じような、先ほど申し上げた改葬とか、墓じまいとか、墓の継承者難とか、困っていて、自治体が合葬墓、共同納骨堂整備をしているんですけど、その解決の手段のために、やはり行政が関わっているんですよね。奄美群島でもありますが、宇検村のように集落の方が全員、骨を納めるとかじゃなくて、見る方がいる方は、今のように個人のお墓でいいと思うんですよ。で

すけど、集落内の墓地には無縁墓もあったり、実際、これからの先を心配している方もあったり、宇検村のような大きな規模ではなくて、個人の墓のちょっと2倍、3倍ぐらいの小規模の共同納骨堂、そういったイメージで提案を出してもらっておりますが、これも何度も申し上げて申し訳ない、以前から言っています喜界町、必要性との声を受け、アンケートを実施をしました、行政が。納骨堂が必要との結果が83%あり、検討委員会を設置をして、先進地の、自治体が造っているところもありますから、そういったところを見に行って、今、町長が前向きに進めているという新聞報道がありました。もう1個、与論島、これもアンケートを実施をして、必要との回答が55.8、ちょっと低かったんですが、これも同じく検討委員会を設置して、その委員会に諮問をして、結果、建設が必要ということで、今、整備をしております。このように取り組んでいるよその自治体に対しての受け止め方、認識はどのようなものですか。

○村長（伊集院 幼君）

確かに私等の解釈としては、全員の方がその共同納骨堂に入るのかなという意識をもって、こういう答弁をさせていただきましたけれども、議員がおっしゃるように、その一部の方が墓を心配される方が、共同で入りたいという方がおればですね、そういうこともいろんなやり方が考えられるんじゃないかなというふうに思います。我々もほかの自治体の、隣の宇検村が、もうすごい墓を造っているもんですから、我々はああいう形で造らんといかんのかなという、ちょっと固定観念もございまして、墓に困っている方がどう今度、共同納骨堂での入る方がいらっしゃるのかなと、よくまた問いかけに関しては、村としても何がしかの手段を取って、事務嘱託員会を通じてでもですね、ちょっと意見を伺いながら、我々としても今後のことを考えていきたいと思います。

○7番（勝山浩平君）

墓の不安を、これから先の管理の不安を感じている方も結構、肌感覚で多いと受け止めておりますので、集落の嘱託員が集落民の意見を全て把握しているわけではないと思いますが、そういった意見を募りたいというようなことを嘱託員に周知をしてもらって、嘱託員が集落の方の意見を集めるような流れでですね、そういった集落民の方の現状を正確に把握するようなやり方で進めていただきたいと思います。望ましいのは、村が小規模でもいいから集落に提示をしてもらえるのが望ましいと思っておりますが、例えば、どうしても集落によっては要らない、必要だという声が上がってくると思います、その調査の結果ですね。必要だと声が上がってきたときに、集落から、行政ではちょっとやりにくいとかなった場合に、集落が造る共同納骨堂に関して、行政として助成をすることが可能ですか。

○村長（伊集院 幼君）

それは、いろんな手段があると思います。どうして、墓というのは、個人が自分のやっぱり出資をして墓を造っている人たちがほとんどだと思いますので、共同納骨堂がどういう形で造るかというのは、負担の問題とか、行政がその共同墓地を造る人のために、行政が全部出すというのは、ちょっと、我々としてはちょっと難しいのかなという思いがございます。議員のおっしゃったよう

に、手段としては村が何がしかの助成は、またいろんな意見を伺いながら、対応策を考えていかなければならないというふうには思います。

○7番（勝山浩平君）

奄美市はですね、集落が共同納骨堂を造りたいというような要望があった場合に、助成金を100万円、奄美市の場合ですよ、100万円上限で出していたりしますので、参考にさせていただきながら、アンケート調査というか、区長会からの出た意見によっては検討を進めてもらいたいと思います。

対馬丸ですね、モニュメントか、小規模な慰霊碑建設に向けて検討を進めてもらえるという答弁でしたが、本当に私たちも勉強不足で、実際、集落の先輩方がそんな苦労をされた。流れ着いた遺体が腐食、腐臭を、腐っていて、腐臭をしのぐために焼酎を浸した手拭いを巻いて埋葬したという話を聞いてショックを受けましたが、今でも先輩方はそういった記憶が残って、関わった方はですね、残っていて、心配をされており、今里では郷友会の方々もこういったことを思っていると、区長から伺いましたが、実際、整備を、建設をしてもらえとなった場合、そのめど、期間というのはどのようにお考えですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

このモニュメントとかプレートなんですけど、これを整備することによって、この対馬丸の撃沈からですね、大和村に18体の遭難者の遺体が流れ着いたという事実と、また、戦争に対する悲惨さとかですね、命の大切さ、平和の尊さという、そういったものをですね、記載されたプレートなどですね、考えていこうということなんですけど、やはりそれをするにしても、役場の中とかですね、関係者、対馬丸のもともと慰霊碑がある小桜の塔がある沖縄県とか、隣の宇検村など、いろいろ協議することが十分ありますので、今の段階ではいつごろという、そういったものはまだ示されることはできないと思います。

○7番（勝山浩平君）

3集落から、今回8月に要望書が出されたとありましたが、そういった思いを重く受け取っていただいて、検討を進めてもらいたいと、早期に、と思いますが、そういった関係者との協議の場をいつぐらいに設ける予定ですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

まず、役場内のほうでですね、ちょっと十分協議をしていきますので、いつごろというのは、ちょっと今の段階では、ちょっと、はい、お示しできないところです。

○7番（勝山浩平君）

その関係者、要望書も出されておりますから、だいたいいつぐらい、そういった場を設けるということが庁内で決まりましたら、その関係者へも期日をお伝えをしてもらいたいと思います。

最後、辺野古への石材調達ですね、今日の新聞報道、地元紙、両紙でありましたが、市民団体が11日、記者会見を開いているようですね。10日は本村にも、本村で伊集院村長と面会をされており

ますが、伊集院村長から新たな採石場の計画もあったが阻止してきており、今後も許可をするつもりはないとのコメントが、紙上には掲載をされておりましたが、この説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

以前、我々に依頼があったのは、採石が不足しているから、この山を切り崩して採石を搬出したということがありまして、ちょうど遺産登録になる前の話だったものですから、時期的にタイミングが悪いということで、また新たな山を削ってまで石を出すとのはいかがなものかということで、私は同意はしなかったわけでございます。現在、今、毛陣地区の山手のほうで採石を出しておりますけれども、そこを重点的にやっぱり活かしていただいて、最終的にはあそこの採石場をしっかり整備してもらおうというのが、村のお願いでもございますので、そういう意味合いで私は先般の方たちには対応させていただいたところでございます。

○7番（勝山浩平君）

確認、2点だけさせてもらいたいです。この記事を見たときに、今回も、もう許可をするつもりはないとのことだと理解をしたんですが、ちょっと違うみたいですね。新たな採石場の計画もあったが、阻止をしたとありますが、この新たな採石場というのは、どの採石場になりますか。

○村長（伊集院 幼君）

これは志戸勘のちょっとそわに上がったところの場所でございまして、そこを掘削するという計画が進んだ中でございますけれども、途中で、計画が立ち消えになったというところでございます。

○7番（勝山浩平君）

もう1点、確認させてください。今後も許可をするつもりはないというのは、今、大棚の採石場からの搬出についてということではなくて、新しく山を削ってに対して許可をすることではないということですか。

○村長（伊集院 幼君）

はい、そういうことで、この間来られて方には説明をさせていただいて、今実際ある、掘ったものについては、その権利は採石業者にあるものですから、我々としてはそこを反対する要素がないということで返事をしたところでございます。

○7番（勝山浩平君）

これから業者間でいろいろ話し合い、その前に防衛省の調査等があるとは思いますが、搬出をすると決まった場合に、本村はどのような対応を考えていますか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、この採石に関しましては、今現在、毛陣地区の採石が動く、平成30年の1、2年前だったと思います。その時にですね、まずはその業者さんから鹿児島県のほうに整備計画というものが出されまして、そのあとに自治体のほうに下りてきまして、進達を我々がすると、その現場においての排水対策であったりというところの進達をしている中で、最終的には鹿児島県のほうが許可を出

すことになっておりますので、今回また、例えばですけど、これから先、採石の量が増えていくことに関しましては、変更計画というのは、間違いなく鹿児島県のほうに提出された上で、我々のほうに下りてくるというふうに思いますので、その段階において、またどう考えていけるのかというのは、考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

民間事業者間のやりとりですけど、決まった場合、住民への説明も丁寧にしていただければいけないと思うんですけど、どのようにお考えですか。

○総務課長（政村勇二君）

今現在、防衛省から示されたことに関しましては、県知事のほうも公表しておりますが、やはり私どもとしても実際直接説明を受けた際には、現地の場所等の説明もなかったものですから、鹿児島県の公表を受けて、我々も知ったところでございます。その中におきましては、やはりどういった調査が行われるのかというところはですね、やはり奄美大島という名前が出た以上、大島支庁、鹿児島県の大島支庁を通じてですね、どういった調査が行われて、どういった結果になったというところは、情報を共有していきたいというふうに考えております。その中で、またどういった情報を村民に周知、説明となるのか、また防災無線、もしくは広報紙等での説明になるのかというところは、まずはそういった情報を得た上で検討していきたいというふうには考えております。

○議長（藏 正君）

これで、7番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

次に、9番、奥田忠廣君に発言を許可いたします。

○9番（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。通告してあります令和7年10月に行われる国勢調査について質問をいたします。

1年後のこととお思いの方もいると思われませんが、こういうものは早々に対策が必要だと思いますので、あえて質問をさせていただきます。

5年毎に行われる国勢調査結果は、これからの本村にとり、人口の推移など、交付税額に対し重要な調査である。前回の令和2年度の調査では、人口1,435人でありました。今日時点の大和村の人口は1,389人であります。人口減少は、国の出生率の低下など、要因はいろいろありますが、昨年度令和5年度の日本の新生児出生率は過去最低の75万人台となりました。このようなことから、過疎地域の市町村人口増加は厳しいと思っております。その結果、各市町村では様々な人口維持をはじめとする政策など、人口、人材確保にやっきになっております。人口増加に対し、人の奪い合いになっているのではないか、このような状況を、村長はどのように捉えているのか、答弁を求めます。

本村の人口推移を見てみますと、前回、令和2年度の国勢調査からすると、世帯数で23世帯、人口で46人の減少ですが、現在の高齢化率43.14%を考えますと、現状のままでは高齢化率は増え続

けていくと思います。なぜなら、この5年間の新生児出生数は26人であります。しかし、この5年間で145人の方がお亡くなりになっております。自然減少数は119人となります。これからの人口推移を単純に計算しますと、5年後の人口は1,274人となります。宮古崎トンネル開通により、役場から奄美市まで距離にして17km、時間で30分となり通勤利便性が飛躍的に向上しました。トンネル開通を最大限に利用した人口対策こそが私たちに求められると思いますが、村長の答弁を求めます。

これからの人口維持対策は、大和村に住みたいという思いが持てる政策が求められます。人の奪い合いに負けないために、移住者向け住宅を建設し、25年間貸し出し、25年後に贈与する住宅の建設を提案いたします。25年間の1人当たりの交付税、村民税、所得税、家賃等を換算すると建設費よりも多い計算になるが、真剣に検討すべきでないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上から質問し、自席より再質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、奥田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和7年10月に行われる国勢調査についての御質問の1番目と2番目については、一括して答弁をさせていただきたいというふうに思います。先ほど議員の質問にもございましたが、国勢調査のこれまでの推移は、前回4年前が1,364人、住民基本台帳の数字からしますと70名のちょっと誤差があるようでございまして、議員のおっしゃった今日現在で1,389人となりますと、70名引きますと1,319名ということで、4年間で45名の減少かなというデータになります。以前からしますと、国勢調査の数字は、本当に年間40名以上の減少率が、こうして15年前から始まっておりますけれども、高齢化も進んでおりますが、大和村においては減少率がちょっとなだらかになってきたのではないかなという認識を持っているところでもございます。また、村としまして、少子高齢化人口減少対策は喫緊の課題であると捉え、平成27年度に第1期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2年度に第2期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をしまして、継続的に課題に取り組んでいるところでございます。また、昨年度には本村の今後10年間の行政運営の指針となります第6次大和村総合振興計画を策定をさせていただき、新たな将来像であります小さくとも光り輝き続ける村を掲げ、総合戦略を主軸にその将来像の実現に向け、本村における課題解決に取り組んでおります。国全体で人口減少が避けられないという状況下で、本村の将来像を実現するためには、人口規模が小さくとも一人一人の村民が活力にあふれた「この村を訪れる多くの人たち」と「島外に住む出身者たち」が魅力を感じ、住みたいと感じる存在感のある村づくりを進めていくことが重要であるとの観点から、生活環境の改善及び子育て支援施策を中心に展開をしてまいりました。その結果としまして、第1期大和村総合戦略策定時の平成27年度から令和5年度末までの成果としまして、全体的な人口は減少しておりますが、人口減少率の緩和、人口構成年齢比率における0歳から19歳までの若年世代及びその主な親世代にあたる二十歳から49歳までの生産年齢中核世代の構成比率の向上が見られ、本村の将来を担う人材並びに地域活性化の中心的役

割を担う世代の人口構成比率の向上が見られたことは、取組の成果であり、少しずつではありますが、将来像実現に向けた一步を踏み出せたと思っているところでもございます。このように、人口減少対策というものは、個々の取組を地道に継続的に、そして内容に変更を加えるなど、改善しながら取り組んでいくことが肝要であると考えております。また、今年度は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間といたします第3期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略及び奄美大島5市町村共同による第3期奄美大島人口ビジョンの策定年度となっておりますので、官民連携、全庁体制で事業の継続、改善、再構築に取り組み、第2期総合戦略までで得られた成果の良好な流れを、第3期総合戦略に掲げ、将来像の実現を図ってまいりたいと思います。

次に、3番目の贈与することを前提とした移住者向け定住促進住宅の整備についての御質問でございますが、現在、本村におきまして移住者のみを対象とした優遇制度を実施はしていないところでもあります。実施していない理由といたしましては、移住者だけに恩恵のある制度を実施するのではなく、村内に居住する全ての村民が大和村に住んでよかった、これからも住み続けたいと、恩恵を感じていただけるような、様々な取組を実施することが、定住を促進し、人口定着率を向上させるために必要であると考えているからであるとともに、移住者には優遇制度があるが、長年大和村を支え続けてきた村民には何もないという不公平感を生じさせないためでもあると思います。このように、不公平感なく全ての村民に恩恵効果がある取組を実施することで、その効果が呼び水となり、大和村に住みたい、住んでみたい、大和村でなら安心して暮らすことができるなど、本村の取組に共感してくださる方々に移住をしてきていただくことが、持続可能な地域活性化につながり、小さくとも光り輝き続ける村という、目指す将来像の実現が期待されると思っています。また、移住希望者へ提供可能な村営住宅整備につきましても、令和6年度中に大金久への1棟2戸の単身住宅を含め、大和浜大棚地区での空き家改修による世帯向け住宅整備も計画しているところであり、人口増を見込んだ居住の確保に取り組んでいるところでもございます。現在、大和村住宅建設計画の令和6年度改訂版を作成中でございまして、それに沿って計画的な住宅建設及び定住促進住宅における適正な管理を行う上で、人口の確保と村外流出に努めていきたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣君）

表でちょっと説明をしたいんですが、表というより数字です。ちゃんと見えるようにしますからね。見えます。あのね、今、住宅を建設しようとすればですよ、材木屋に聞いたんですけども、坪90万、80万から90万という、25坪の家で2,250万かかる。そして、この2,250万といえばね、これ、住宅ローンというのがありまして、その住宅ローンを金融機関からですね、借入れをすると、金利が各金融機関2.35%。25年返済で1,500万で6万6,165円を払わんといかん、毎月。自己資金がね、これ、自己資金がなければ、2,250万全部借りんといかんわけ。ですから、自己資金としては、やはり750万ぐらい自己資金がなければ、2,250万の家は建たないんです。そして月6万6,000

円。私がこの定住者向けと言っているのは、今、若い人たちが、こういう金額で新築の家を建設できるかという、非常に厳しいんです。ところが、大和村がですね、造って、25年で贈与するということであれば、これ、交付税、交付税、1人当たり41万、年間。これはね、総務課からもらったんですけども、基準財政需要額総評という中で41万。家族3人の方が、この住宅に来たら、来た場合、転入、交付税で年間123万円になる、123万。そして123万円は18年、3人が18年としたのは、18歳になったら1人は出て行くだろうという計算で、交付税は2,214万円になるんですよ、2,214万。そしてあとの7年間で570万、交付税全体では25年で2,788万円になる。そして、大和村がですね、木造住宅を造る、住宅建設費、25坪の2,250万で住宅を造ると、家賃を6万円として、25年で1,800万、交付税で2,700万、2,788万、そして交付税プラス家賃で4,588万が今のこの基準需要額から見れば入ってくるだろうと、交付税とか、家賃とか。そうしたら建設費というのは、2,250万で土地代を60坪として150万、この土地というのは、2万5,340円、これは大和浜の土地が一番高いですから、その計算でしたら、2,402万円、建設費がかかる。しかし、長い目で見ると、4,588万は入ってくる、6万円の家賃を払って、私は6万円の家賃というのは払えると思う。というのは、今、奄美市あたりのユーマンションです。大体安いところで7万円です。私が申し上げたいのは、こういう住宅というのは、それは村長が先ほどおっしゃったように、村に住んでいる人をまずという、移住者より村に住んでいる人を大事にしたいというのは分かります。それも含めてできる。若い方々に銀行借入れ750万、1,000万ぐらい持っている人はいいです。新しい住宅を建設するというのは、非常に難しいと思うんです。私たちは財調が7億ぐらい、その中から1億使っても、5世帯分ぐらいの住宅はできると思うんです。いかがですか。このいろいろな計算をして、私も交付税とか、いろんなことを考えたらね、それでいいのではないかなと、こういう住宅を造っていいのじゃないかなということで提案しています。

○村長（伊集院 幼君）

議員の提案、どうもありがとうございます。我々もそういう算定も考えてないわけじゃございません。そういうことを含めて考えたときに、我々が民間企業とタイアップしてユーマーを建ててもらいました。今、名瀬からも多くの方が通っているものですから、一部の集落に偏らないように、やっぱり職員も住んでもらいたいというのが我々の願いでございまして、どういう形で今後住宅を整備していくのか。今、公営住宅で家賃が超過している人たちは、転出抑制という形で4万円超えたものは、オーバーしたものは助成しているんですよ。ですから、私たちとしては、民間に住宅を建ててもらって、その家賃助成をしたら、我々としては村はあとあと助かって、30年後にはその建てたものが村の財産になっていくということになりますので、我々としては民間に先行投資をして回るということも考えられるのかなというふうに思います。議員から提案のございました新築住宅についても、我々は今、今年から子供の数によって上乗せ助成金をスタートしました。それで実際、もう満足しているかというのは、ちょっと難しいところがあって、今、資材高騰やら住宅建設もだいぶ単価が上がっている話も聞くものですから、今後は村としても、その助成金制度ももう少し

し、やっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。議員の御提案いただきました住宅のあと贈与というのは、そういうことも考えられるのかなというふうに思いますので、私たちも総合的にどういう対策で、この人口に歯止めをかけるかということを、総合的に検討させていただきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

あのですね、こういう住宅を造りますとね、喜んで来ると思うんです。25年で贈与しますよと、木造住宅の耐用年数は30年ですよ。固定資産税というのが大体25坪から30坪の年間17万ぐらいです。賃貸を6万円でしたら、固定資産税も要らないんです、借りる人は。3年間は、新築で3年間は固定資産税は半額になりますけれども、これ世帯をね、こういう木造住宅のこういうのは、一つの起爆剤になるんじゃないか。大和村がこういうのを造りましたよ。25年で贈与しますよ。そういうふうに思いませんか、村長。

○村長（伊集院 幼君）

思っていないわけじゃございません。制度はいろいろ作って、対策を講じていくのは大事なことだと思いますので、確かに交付税で措置がされる、あとあと住んでくれることが一番大きな効果ではあるというふうに、我々も認識しておりますので、その点が、この贈与していくということがいいのかどうかということを、ちょっとまた判断をさせていただいて、これは議員の提案をいただきましたので、我々としても今後、定住促進の対策をどうやっていくかということは、その中に検討の項目に入れさせていただきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

あのね、贈与してもいいと思うんですよ、25年で。25年で交付税とか、家賃とか、これ交付税でいくと、家賃だけ計算していますが、所得税とか村民税、県民税は計算していないんです。これで4,580万、あなた方が、私が提案して造っていただきたいという住宅は2,400万しかかからない。やはりこれからの私たちは少しスパンを長くした考えを、政策を作っていかなくちゃいけないと思っています。これね、検討していただきたい。私の計算は間違っていないと思うんですがそういう6万円で25年で贈与しますよというのであれば、私は村民も納得するんじゃないかなと、そう思いますが、検討していた抱きたいと思います、これ。いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

御提案ありがとうございます。現在、村の住宅を管理する総務課での情報提供させていただきますと、村営住宅、定住促進住宅合わせて、現在、193戸数管理しております。そのほか、また教員住宅においてもですね、一般の方が何世帯か入居している状況がございまして、現在、約200世帯、200戸数の、单身住宅も含めてですね、管理をしている状況でございます。そういった中で、一番やはり奥田議員がおっしゃるような木造の1戸建てといいますと、こちらでは、失礼しました、定住促進住宅、こちらがですね、新築借上げ、そして買取りした住宅が50戸数ほどございますが、やはり1戸当たりの住宅がすごく入居者数が多いというところでございまして、一番直近です

と、国直に築数年かかった定住促進住宅に12世帯の家族の方が入居の募集がございました。その中で、1世帯しか当たらなかったわけでございますので、そういったところを踏まえてですね、まず今年度要望のあります单身住宅の新築2戸、そしてまた今後も借上げ等で計画していく定住促進住宅も進めながらですね、今後検討していきたいというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

今ね、あなたがおっしゃったように、定住促進住宅の入居者募集でそれだけの人間でしょう。これだったらもっと来ますよ。これね、私はあなた方のところで検討していただきたいということを申し上げます。

それとですね、国勢調査、来年10月、国勢調査があります。職員の中で、村外から通勤をしている方、私が聞いたところでは22名。妻帯者が7名おりますが、この妻帯者の中には、通勤地にもう既に家を建設した方もいらっしゃるんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その通勤地、村外から、村外に家を建てて、もしくは借りている職員もいます。

○9番（奥田忠廣君）

私はね、村長、憲法の中では、住居の自由というのはしっかりうたわれているんですけども、これらのね、村外からの通勤職員、この方に国勢調査、来年10月ありますよ。その間、村内の実家などに住所移転をすることはできないか。1人、これ5年間、もう決まっちゃうんですよ、交付税額は。来年の10月の人口で。そういうことはできませんかね。実家、その期間。

○総務課長（政村勇二君）

この職員の、やはり村外からの通勤に関しましては、やはり交付税算定における国勢調査もございますが、私どももやはり憲法にあるとおり、住居の自由というのもしている中で、一番やはり国勢調査があるからというわけではなくて、やはり災害対策とか、そういった面も踏まえますとですね、やはり村内に居住が好ましいというところで、職員組合を通じながらもですね、情報共有をしていく中で、昨年度、今年度、3世帯の方が新築の住宅を建て、また住んでいる状況もございますので、そういった呼び掛けはですね、続けていきたいというふうに思っております。

○9番（奥田忠廣君）

あのね、私、こういう議会の中で、国勢調査用に人口移動できないかというような、非常にこれは大変なことなんです。本来ならばですね、国勢調査があるということは、職員も知っている。自らですね、一時期でも大和村に住所変更してでも国勢調査を受けようという職員がいて当然だと思うんです。そういう職員はいないんですか、この大和村役場には。このね、通勤者の22名、この半数が11名でもいいですから、移住して、一時期でもいいです、移住した場合、先ほど申し上げましたように、交付税41万ね、11名では451万になる。これ5年間ですよ、2,250万ですよ。大きな金額ですよ。大和村から給与をもらっているだから、そのぐらいの感覚を持つ職員というのがいてほしいと、私は思うんですがね。いないんですか、そういう方は。

○総務課長（政村勇二君）

この22名に限らずですね、一時だけとかいうわけではなくて、我々も住むのであれば、やはり定住していただきたいという思いもございまして、やはり職員の中には、何度か定住促進住宅の単身住宅ですね、入居してもやはり住まいがないというところで、若い職員、新採用職員の中でも、住まいがないことによって、現状、住んでいないところもございまして、職員であるという研修も含めてですね、この交付税、国勢調査だけではなく、職員としての研修も強く深めながら、行政サービスの研修を含めて、役場職員という自立心を持っていただくための研修を深めながら、人口増、そういったことから人口増につなげられるような取組は進めていきたいというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

あのですね、県の職員は異動があつて、奄美市に、大島支庁に異動するときは奄美市に県職員の寮があるんですよ。村長、私たち大和村は、職員の職員住宅というのは、そういうのを造ったら、この人たちは帰って来ませんか。反発がありますかね。

○村長（伊集院 幼君）

これは、我々もお願いしかできない状況にございますが、ここ数年採用された職員たちは、空室があつた場合は大和村に住みたいという意向は持っておりますので、我々がさっき、私がさっき答弁しました今年度住宅の計画を策定する中では、ちょっと思い切った政策を打ち出さないと、住宅の確保は難しいということもありますので、そういうことを含めてですね、先ほど奥田議員からありました、その贈与の住宅整備も含めた中で、今後の大和村の住宅整備をどのように進めたらいいかということを含めてですね、我々としては検討していきたいというふうに思います。また、先ほど話した、その民間の建物は、まとめた戸数の多いほど低コストができるということもあるんですけども、やっぱり1カ所に職員が固まってしまうというのが、以前から懸念事項でございまして、大和浜の埋立てに造ったのが社員住宅がもう優先になってきたもんですから、我々として、やっぱり集落に4世帯とか、そういう住宅ができればいいのかなという考えも持っているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

もう最後になりますけれども、私が聞いたところでは、大和地区に村の政策住宅の計画がある。大和浜の地区にできたユーマンション、その計画があるという話が聞こえてきますが、村長自ら施工業者、建設業者と話を進めているということを聞こえてきましたけど、それは本当のことですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

大和地区に政策住宅をとということでございますが、実際、今、村で持っております村有地の中で、あのような大規模な集合住宅を建てることのできるのは、大和地区大和浜の埋立地になります。我々担当課、事務レベルのほうで大和地区の埋立地であれば、どのような配置ができるのか程度の検討

は行ったというところでございます。それ以上の話の進展はございません。

○9番（奥田忠廣君）

いや僕が聞いたのはですね、私が聞いたのは、その施工業者と建設業者と村長がもう話を進めているという話が聞こえるから、村長に聞いているんです。

○村長（伊集院 幼君）

それは計画を配置をさせただけで、建てるか建てないかも決まってもないし、施工業者も決まっています。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

終わります。

○議長（藏 正君）

これで、9番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時40分

第 3 回 大和村議会定例会

第 3 日

令和 6 年 9 月 2 6 日（木）

大 和 村 議 会

令和6年第3回大和村議会定例会会議録

令和6年9月26日（木）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開議の宣告

- | | | |
|--------|------------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 49号 | 令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負変更契約の締結について |
| 日程第 2 | 議案第 50号 | 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 諮問第 1号 | 大和村人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 4 | 議案第 51号 | 令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 5 | 議案第 52号 | 令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 6 | 認定第 1号 | 令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 2号 | 令和5年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 認定第 3号 | 令和5年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 認定第 4号 | 令和5年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 認定第 5号 | 令和5年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 6号 | 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 7号 | 令和5年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 認定第 8号 | 令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員長報告及び採決) |
| 日程第 14 | 議員派遣の件について | |
| 日程第 15 | 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査について | |
| 日程第 16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | |

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	奥 田 浩 一 君	6 番	藏 正 君
2 番	市 田 実 孝 君	7 番	勝 山 浩 平 君
3 番	前 田 清 和 君	8 番	中 井 文 忠 君
5 番	重 信 安 男 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森 永 学 君	主 査	後 藤 美穂子 君
--------	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	児 玉 明 美 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後1時30分

○議長（藏 正君）

皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 議案第49号 令和6年度大和村防災行政無線設備更新業務委託請負変更契約の締結について

○議長（藏 正君）

日程第1、議案第49号、令和6年度大和村防災行政無線設備更新業務委託請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託の請負変更契約の締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村防災行政無線設備更新業務委託請負変更契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

変更しようとする項目は、契約金額でございます。当初請負金額1億117万8,000円を1,830万6,000円増額して、請負変更契約金額を1億1,948万4,000円にしようとするものでございます。

内容を御説明いたします。まず、大和村防災行政無線設備更新業務委託の概要でございますが、令和4年度から3カ年計画で進められております村内全域の防災無線放送機器の更新及び屋外防災無線柱並びに拡声子局の拡充や各世帯の戸別受信機の更新施工をしております。今回の請負変更契約の増額につきましては主な要因でございますが、大和ハナハナビーチリゾートへの防災行政無線の追加等が生じたことと合わせ、大和地区において屋外防災行政無線の難聴解消のための無線柱及び拡声子局の増設、更には近年の半導体確保困難による個別受信機の単価増と、役場予備機の確保が必要になったことにより増額変更しようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第50号 大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第2、議案第50号、大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

児童扶養手当法施行令の改正に伴う条文修正のため改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年11月1日から児童扶養手当法施行令の一部改正が行われ、支給の判定基準となる所得限度額及び第3子以降の加算額が引き上げられることとなります。このことに伴い、ひとり親家庭医療費助成の対象となる範囲も拡大されることから、大和村ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改

正しようとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 諮問第1号 大和村人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件

○議長（藏 正君）

日程第3、諮問第1号、大和村人権擁護委員候補者の推薦について議会の意見を求める件を議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

大和村人権擁護委員の任期満了に伴い、大江 修氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき提案申し上げます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議の上、御意見方お願いをいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村人権擁護委員の候補者の推薦について、内容の説明を申し上げます。

提案の理由にもありましたとおり、人権擁護委員の徳 裕子氏が令和6年12月31日に任期満了するのに伴い、大江 修氏を選任しようとするものです。学歴、職歴等につきましては、議案書に添付しているとおりであります。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第1号は、議会規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、大和村人権擁護委員の推薦について採決いたします。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、大和村人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めることについては、適任と認め答申することを決定いたします。

-----○-----

日程第4 議案第51号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（蔵 正君）

日程第4、議案第51号、令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）につきましては、台風災害に係る河川等災害復旧事業や公共施設等の修繕など、歳入歳出それぞれ2,900万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ2,900万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億920万5,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算の内容は、9月14日に襲来いたしました台風13号に関係した被害等によるものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

7ページをお開きください。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、各支出による財源不足を補うため、2,900万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費は、携帯電話伝送路の修繕関係費用といたしまして50万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は、集落排水施設関連対応のための集落排水事業会計への繰出金といたしまして111万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。

款7土木費、項4港湾費、目1港湾管理費は、大和漁協前の照明電源盤移設に伴う修繕費と合わせ、思勝港湾緑地広場の水銀灯修繕費用の合計で205万円を計上いたしました。

9ページをお開きください。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費は、名音消防団車庫のシャッター修繕及び湯湾釜、志戸勘各集落の2カ所の消火栓配管修繕費用の合計で48万円を計上いたしました。

同じく目4災害対策費は、台風襲来の際の避難所開設に伴う職員避難所待機の時間外手当と合わせ、消防団員避難所待機の費用弁償の人件費並びに集落公民館避難所及び学校公民館避難所発電機の燃料費などの合計で、242万円を計上いたしました。

同じく9ページでございます。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1河川等災害復旧費は、村道戸円福元線と村

道大柵名音線及び毛陣川並びに湯湾釜川の測量設計並びに重機借上料の合計で2,100万円を計上いたしました。

最後に、款13予備に陽おきましては、6,000円を増額して歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

これ、財調から2,900万ですけども、これ、今年度中にまた積み戻すということができる可能性があるんですか。

○総務課長（政村勇二君）

今回、財政調整基金取崩しで2,900万、財源をあてておりますが、この中の支出の中身ですね、人件費に関しましては、県の町村会における保険に入っているところでございます、200万円。そちらも内示決定次第、また補正を12月の補正で歳入として計上したいと思っております。また、この災害、一番大きい2,100万の災害復旧関連ですけれども、こちらの事業を災害査定を受けた際の、その工事の内容等の確定によって、それに伴っての歳入が入ってくる予定でございますので、その決定事項に伴っての歳入を上げる、計上する予定でございます。

○9番（奥田忠廣君）

この2,900万は、財調に積み戻すことができると、私たちは判断しているわけですね。

○総務課長（政村勇二君）

2,900万全額というわけではなく、またその決定、補助金等ですね、決定次第で歳入の金額があるというところでございますので、これも事業完了、この財政調整基金自体がこれまで当初から運用している中でも、取崩し等がございますので、この2,900万だけではなく、年度末の各事業、補助事業等、全て勘案した中でですね、積み戻す計画で立てているところでございます。

○議長（藏 正君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第52号 令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藏 正君）

日程第5、議案第52号、令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）につきましては、台風13号による集落排水処理施設等の緊急対応が必要になったことにより、費用を計上させていただき、収益的収支の支出を111万円増額、資本的収支の収入を111万円増額など、補正予算を計上させていただきました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）の内容について御説明申し上げます。

令和6年度大和村集落排水事業会計補正予算（第2号）は、収益的収入及び支出の支出総額を111万円、資本的収入および支出の収入総額111万円をそれぞれ増額計上いたしました。

補正予算の概要につきましては、補正予算書の1ページ、2ページ、3ページに掲載されているとおりでございます。

それでは、補正予算実施計画説明書で説明させていただきます。

10ページをお開きください。

収益的支出、款1集落排水事業費用、項1営業費用、目2処理場費、節13燃料費については、台風13号の襲来に起因する停電対応として、集落排水施設等の非常用発電機燃料代として15万円を計上いたしました。

同じく節17手数料については、名音地区での台風13号に伴う大雨と停電による圧送ポンプの一時停止などにより、名音1号マンホールや志戸勘マンホールでの緊急污水抜き取り処理を行ったことによる96万円を計上いたしました。

次に、11ページをお開きください。

先ほど説明を行った支出の財源として、資本的収入、款 1 資本的収入、項 4 他会計出資金、目 1 他会計出資金、節 1 他会計出資金において111万円を計上いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議方よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第 5 号 令和 5 年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第 6 号 令和 5 年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第 7 号 令和 5 年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 8 号 令和 5 年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藏 正君）

日程第 6、認定第 1 号、令和 5 年度大和村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第

13、認定第8号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の8件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長に委員会の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（市田実孝君）

令和5年度決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号、令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算認定及び、認定第2号から認定第8号までの令和5年度各特別会計歳入歳出決算認定の審査を3日間の日程で行いました。9月10日の事業箇所の現地調査から始まり、9月17日及び18日の審査を行いました。

提出された決算書や主要施策成果表及び監査委員の意見書等をもとに、詳細に審査を行い、本委員会に付託された8件の認定をいずれも認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程での主な内容を報告いたします。

一般会計決算についての質疑では、県道管理について雇用者を若い人材を増やすべきではないか、側溝の土砂除去などしていくべきではないかとの質問があり、現在の草刈り班の体制を考えながら雇用も考えていきたい、側溝も土砂撤去は重機使用など、情報提供をいただきながら対策を行いたいとの答弁がありました。

ネット塾の受講者が2名しかいない。魅力がないのかとの質問があり、毎年生徒全員に声かけをしているが、保護者の教育熱が下がっているように感じる。塾が始まる前に塾担当者との話し合いをしている。講師の変更をお願いし、生徒とのコミュニケーションが図られる環境を要望しているとの答弁がありました。

伝統文化継承団体への補助金の額を平等にすべきではないかとの質問があり、今後は補助金を同等になるよう検討していきたいとの答弁がありました。

サンゴの白化現象について、サンゴ植え付け研修など行って資源を守ることが必要ではないかとの質問があり、サンゴの白化はまだ生きていれば回復することがある。人間が白化を止めることはできないので、今後植え付けなど検討していきたいとの答弁がありました。

政策住宅へ1戸あたり2万7,000円の補助をだしているが、30年間補助し続けるかとの質問があり、1戸あたり8万3,000円の家賃がかかるが、あまりにも高いので、2万7,000円を村が補助することになった。村外からの従業員が入居することで定住促進策につながるとの答弁がありました。

また空き室があった場合、村がその家賃を補償することは適正ではないかとの質問があり、企業が政策住宅1棟を全て借りている。そのため空き室補償はない流れとなっているとの答弁がありました。

リゾート施設への案内看板は企業努力によって行われるべきではないかとの質問があり、問い合わせがあまりにも多かったため設置した。気をつかいすぎたことは反省しているとの答弁がありました。

ヤギ駆除について狩猟免許を持たないひとが捕ることはできないかとの質問があり、罠の種類によって異なる。囲い罠であれば免許のない人も捕ることは可能との答弁がありました。

普通交付税が令和元年度と比較して増加傾向にあるが、その要因はとの質問があり、令和3年度、4年度は新型コロナの影響で国が普通交付税の項目に臨時的に臨時経済対策費という算定項目を追加した。令和5年度は福祉事務所の費用が新たに算入されたためとの答弁がありました。

次に、各特別会計の決算状況については、本年度も全体的に見ても黒字決算であり健全な財政運営が行われていることは、大変喜ばしいことであります。

国民健康保険特別会計決算審査において、医療費抑制のため各検診の受診率の高い集落に表彰とか考えられないのかとの質問があり、以前は集落に記念品等を贈呈していたが、現在は元気度アップポイントで個人へ還元しているとの答弁がありました。

介護保険特別会計決算審査において、在宅介護手当や介護用品購入の支援などの周知方法についての質問があり、個別通知をしている。それ以外に広報誌でも周知のため掲載をしているとの答弁がありました。

大和の園特別会計決算審査において、停電時に空調機は発電機で稼働できているのかとの質問があり、現在は停電時には空調機は稼働していない。今後消費電力等を確認して判断したいとの答弁がありました。

簡易水道事業特別会計決算審査において、大和村の水道料金は他市町村と比較すると安い。今後経営上水道料金の見直しが必要ではないかとの質問があり、すぐずぐの料金改定は見込んでいない。将来的に状況を見ながら判断していくとの答弁がありました。

最後に、当委員会では、委員長の報告と併せて議会の意見を取りまとめていますので、意見として取り上げていただくよう申し上げ、令和5年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

令和5年度決算審査特別委員会委員長 市田実孝。

○議長（蔵 正君）

これで、委員長報告を終わります。

ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたが、決算審査特別委員会は議長を除いて全ての議員が委員となっています。

したがって、認定第1号から認定第8号までの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

これから、各認定議案の討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号、令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和5年度大和村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和５年度大和村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第２号、令和５年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、認定第２号、令和５年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和５年度大和村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号、令和５年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和５年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和５年度大和村大和診療所特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第４号、令和５年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和５年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和５年度大和村介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第５号、令和５年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和５年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和５年度大和村大和の園特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定

いたしました。

次に、認定第6号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和5年度大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、大和村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号、令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、令和5年度大和村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会の意見についてお諮りいたします。

午前中の全員協議会時にまとめた意見を議会の意見として村長に提出したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の意見を議会の意見として村長に提出することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件について

○議長（藏 正君）

日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（藏 正君）

日程第15、総務建設委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務建設委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本村の振興に関する事項及びその他の所管事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藏 正君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から議会規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年度第3回大和村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会議員 勝 山 浩 平

大和村議会議員 中 井 文 忠